

# 第4次西海市食育推進計画

食育の環（わ）を広げよう  
～つなぐ・広げる 西海の食育～  
令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
長崎県西海市



# はじめに

食育は、健全な身体と心、そして健康な地域社会を築くために欠かすことのできない基盤となるものであるとされています。その上で、本市では、平成21年3月に「西海市食育推進計画」を策定し2回の改定を経て、地域の文化や特性を活かした食育の推進を図ってきました。



食糧自給率の低下と食の安全に対する不安は、私たちが真剣に向き合い、解決しなければならない課題です。これに対する取組の一つとして、食育が注目され、国策として定められています。命の大切さ、食の安全性、地球環境問題への理解を深めるとともに、豊かな食文化と地域資源の継承が大切だと考えています。

本市の食育推進計画は、すべての市民が”食”の大切さを理解し、食に関する知識を深め、健康で豊かな人生を送るための基盤を提供することを目指しています。これは一人ひとりの市民だけでなく、地域全体の健康と福祉を向上させるための取組でもあります。

特に、子どもたちに対する食育の重要性は計り知れません。子どもたちがいかに食事をとるか、何を食べるべきか理解することは、未来の健康や生活技能を向上させる基盤となります。そのために、学校教育、地域活動、家庭での「共食」等を通じた食育の推進を行っていきます。

私たちが目指すのは、地球環境を守りつつ、持続可能な食生活を送り、多様な食文化を理解し尊重する西海市です。本計画はその一助となるべく、全ての市民が食について深く考え、行動するきっかけとなることを願っています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました食育推進委員の皆様にご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

令和6年3月

西海市長 杉澤 泰彦

# 目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	2
2. 計画の期間 .....	3
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 理念 .....	4
第2章 西海市の食をめぐる現状 .....	5
1. 第3次計画の目標値の評価 .....	6
2. 第3次計画の目標値の評価一覧 .....	7
3. 第3次計画における目標実績及び評価 .....	8
4. 第4次計画の目標の方向性 .....	23
第3章 第4次食育推進計画の基本的な方向 .....	24
1. 第4次西海市食育推進計画体系図 .....	25
2. 西海市の基本方針 .....	26
第4章 食育推進に関する施策 .....	27
1. 家庭における食育の推進 .....	28
2. 学校、保育所等における食育の推進 .....	32
3. 地域における食育の推進 .....	34
4. 第4次西海市食育推進計画の目標一覧 .....	39
第5章 計画の推進 .....	40
1. 計画の推進体制 .....	41
2. 計画の公表 .....	41
3. 事業の実施及び目標の達成 .....	41
4. 調査研究 .....	41
資料編 .....	43

# 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

食は命の源であり、生きていくために食は欠かせないものです。健全な食生活を日々実践し、楽しく美味しい食事をとることは、人々に生きがいや喜びをもたらす、健康で心豊かな生活を実現するために重要です。国は、食に関する基本理念を平成17年6月に食育基本法で定めて以来、その理念に立脚した食育の基本的な方針や目標を食育基本計画で設定し、食育を推進しています。本市では、「西海市食育推進計画」を平成21年度から実施し、第2次・第3次計画を経て食育を推進してきました。しかし、国及び県の計画とは3年間のずれが生じていました。そこで、第4次西海市食育推進計画は、国・県の計画と第5次西海市食育推進計画を調和させるために、第3次西海市食育推進計画を延長する事を基本としつつ、取組評価及び目標設定を行い、さらに、新たな課題解決のためデジタル技術の活用やSDGs<sup>※1)</sup>の考え方も取り入れて策定します。

～食育とSDGsの関係性～

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs(持続可能な開発目標)」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。17の持続可能な目標のうち、食育の推進によって貢献が可能であると考えられる目標は、下に示す8項目であると考えられます。

市民と共に食育の推進に取り組むことでSDGsの目標達成に貢献していきます。

(※1：P60 ★SDGs参照)

【SDGs 17の目標のうち、本計画に関連する目標】



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせよう



安全で災害に強く、持続可能な都市及び居住環境を実現しよう



飢餓を終わらせ、全ての人が一年を通して栄養のある十分な食料を確保できるようにし、持続可能な農業を促進しよう



持続可能な方法で生産し、消費する取り組みを進めていこう



あらゆる年齢の全ての人の健康的な生活を確保し、福祉を促進しよう



持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用しよう



全ての人が受けられる公正で質の高い教育の完全普及を達成し、生涯にわたって学習できる機会を増やそう



陸上の生態系や森林の保護・回復と持続可能な利用を推進し砂漠化と土地の劣化に対処し、生物多様性の損失を阻止しよう

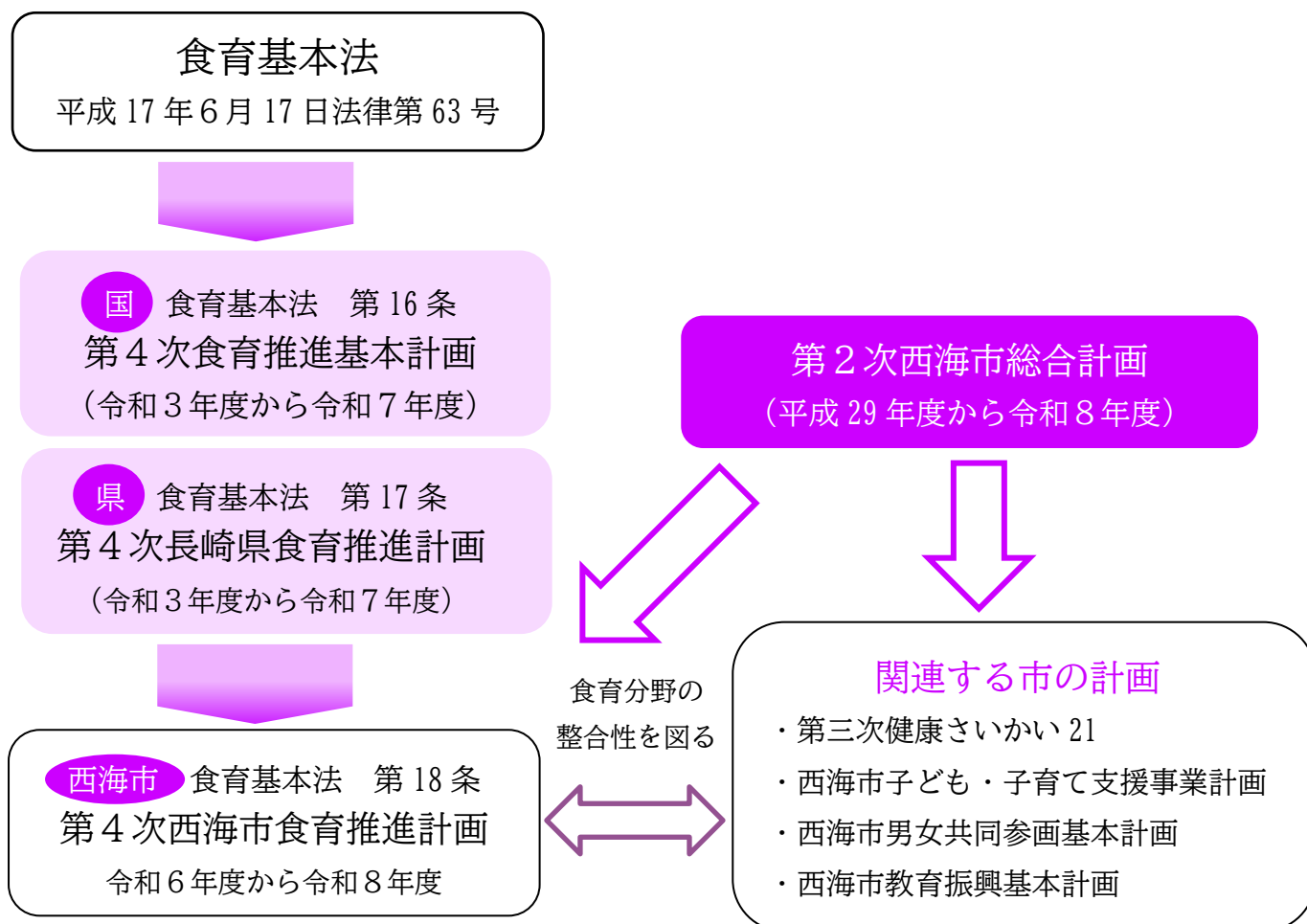
## 2. 計画の期間

第3次西海市食育推進計画の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また国の食育推進基本計画、県の食育推進計画とのずれを1年に修正するため、令和6年度から令和8年度までの3年間の期間とする新たな第4次西海市食育推進計画を策定します。

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国・県		国：第4次食育推進基本計画 県：第4次長崎県食育推進計画					国：第5次食育推進基本計画 県：第5次長崎県食育推進計画				
西海市	R5まで	← 3年間のずれ →			第4次西海市食育推進計画			第5次 西海市食育推進計画			
	R6から	第3次西海市食育推進計画			第4次西海市食育推進計画(暫定版)			← 1年間のずれ → 第5次西海市食育推進計画			

## 3. 計画の位置づけ

西海市の食育計画は、国の食育基本法第十六条に基づく第4次食育推進基本計画を踏まえ、第十八条に基づき第4次西海市食育推進計画を策定し、第2次西海市総合計画で定めた3つの基本目標と基本姿勢の中に挙げられている食育に関する内容と市関連計画と整合性を図ります。



## 4. 理念

### 食育の環（わ）を広げよう ～つなぐ・広げる 西海の食育～

理念については、国の第4次食育推進基本計画のコンセプトである“私たちが育む食と未来”をもとに、食育の環（わ）を広げよう ～つなぐ・広げる 西海の食育～とし、西海市の食の取組を家庭や地域の中で広げ、食育を未来に向けてつなげていきたいと考えます。

これには市民が、**健全な食生活**を実践し、生涯にわたって**豊かな人間性を育む**ために、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで多様な暮らしに対応した食育が必要となります。また**生産から食卓までの**食べ物の循環や生涯に渡る食の営みにも目を向けて、それぞれの**環をつなぎ、広げていく**ことが大切です。そして、日常の中ではICT等のデジタル技術も進んでおり、新しい技術での情報発信等を取り入れ、食育の推進に努めます。

西海市食育推進計画では、食に関係する団体が相互の理解を深め、連携・協働して食育を進めていきます。





## 第2章 西海市の食をめぐる現状



## 1. 第3次計画の目標値の評価

### 1) 第3次計画の目標値に対する最終値の評価基準について

第3次西海市食育推進計画の目標値の最終値について、下記の評価基準に基づき評価しました。

- A:(達成) 目標値に到達。
- B:(改善) 目標値には達しなかったが、目標値に向けて推移。策定時(平成29年)の値を超えている。
- C:(変化なし) 変化がなく取組の強化が必要。策定時(平成29年)の値の90%~100%。
- D:(悪化) 悪化したため、取組の見直しが必要、または強化が必要。策定時(平成29年)の値の90%未満。
- E:(評価困難) 目標項目が計画の中で変更したものや途中で新たな項目を挙げ目標値を定めていなかったなど。

### 2) 第3次計画の目標値の達成状況について

目標項目のうち、

- ① 目標を達成したものは、8項目
  - ② 計画策定時から目標に達しなかったものの目標に向けて推移したものは、8項目
  - ③ 計画策定時から現状を維持したものは、3項目
  - ④ 計画策定時から悪化したものは、9項目
  - ⑤ 計画期間中に目標項目の見直しがあったものは、0項目
- 以上の達成状況となりました。



## 2. 第3次計画の目標値の評価一覧

目標項目	策定時 平成29年		実績 令和4年	目標 令和4年	評価
1) 家庭における食育の推進					
(1)子どもの1日の野菜の適正摂取量を知っている保護者の割合の増加 (※)	13.0%	⇒	26.8%	20.0%	A
(2)3歳児の適正体重の割合の増加	60.0%	⇒	61.9%	70.0%	B
(3)夕食を家族と一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加 (※)	92.5%	⇒	96.4%	100%	B
(4)朝食を家族と一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加 (※)	79.8%	⇒	82.0%	100%	B
(5)3歳児でう歯がない者の割合の増加	77.5%	⇒	81.5%	80.0%	A
(6)メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の割合の減少	31.9%	⇒	33.1%	26.9%	D
(7)朝食を抜くことが週に3回以上ある人の割合の減少(40～74歳)	6.4%	⇒	7.2%	5.5%	D
(8)生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<男性>(飲酒日の1日あたりの飲酒量(2合以上)) (※)	11.6%	⇒	11.1%	9.8%	B
(9)生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<女性>(飲酒日の1日あたりの飲酒量(1合以上)) (※)	4.5%	⇒	6.3%	3.8%	D
(10)運動習慣者の割合の増加<男性>(1日30分以上の汗をかく運動を週2日1年以上継続している人) (※)	36.0%	⇒	41.2%	40.0%	A
(11)運動習慣者の割合の増加<女性>(1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上1年以上継続している人) (※)	31.7%	⇒	36.9%	35.0%	A
(12)運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思う人の割合の増加 (※)	67.9%	⇒	58.5%	70.0%	D
(13)高血圧の改善(I度高血圧以上の割合の減少)	29.4%	⇒	24.8%	25.0%	A
(14)人と比較して食べる速度が早い人の割合の減少	26.0%	⇒	23.4%	22.1%	B
2) 学校、保育所等における食育の推進					
(1)朝ご飯を食べて登校する児童・生徒の割合の増加<小学生>	98.1%	⇒	94.3%	100%	C
(2)朝ご飯を食べて登校する児童・生徒の割合の増加<中学生>	95.2%	⇒	95.6%	100%	B
(3)学校給食における西海市産の農産物使用率の増加 (※)	63.8%	⇒	74.8%	81.8%	B
(4)学校における食育に関する行事の実施率の増加	50.0%	⇒	93.3%	80.0%	A
(5)小学校におけるう歯罹患者の割合の減少	13.9%	⇒	4.7%	10.0%	A
(6)中学校におけるう歯罹患者の割合の減少	29.6%	⇒	21.8%	20.0%	B
3) 地域における食育の推進					
(1)水産教室の開催学校の増加 (※)	5校	⇒	3校	8校	D
(2)民泊登録件数の増加	28件	⇒	44件	50件	C
(3)民泊宿泊者の増加	273人	⇒	846人	2,000人	C
(4)消費者問題講座・講演会参加者の増加(高齢者大学・婦人学級等) (※)	372人	⇒	94人	450人	D
(5)食育ボランティア・食生活改善推進員の登録者数の増加	316人	⇒	68人	321人	D
(6)食生活改善推進員による伝達活動での参加者の増加	794人	⇒	186人	804人	D
(7)調理をすることや食べることに関する機会の増加	10回	⇒	6回	15回	D
(8)広報紙による情報発信の回数 (※)	10回	⇒	16回	12回	A

(※) は、第4次計画で見直しの項目

### 3. 第3次計画における目標実績及び評価

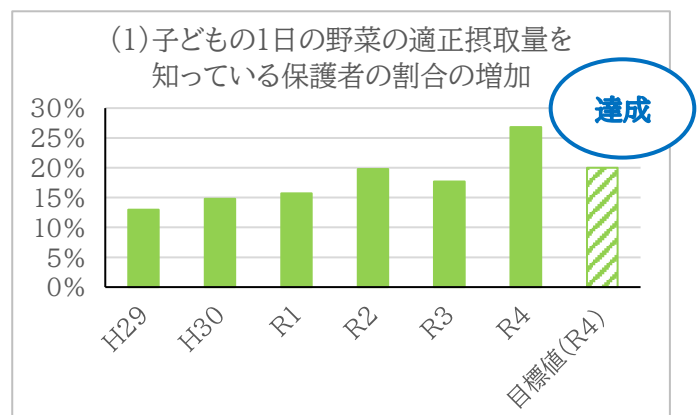
#### 1) 家庭における食育の推進

目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(1) 子どもの1日の野菜の適正摂取量 <sup>※1)</sup> を知っている保護者の割合の増加 (%)	13.0	14.8	15.7	19.8	17.7	26.8	20.0

(資料：1歳6ヶ月児健診および3歳児健診の問診項目)

(※1：P59★こどもの1日の野菜摂取の目安量参照)

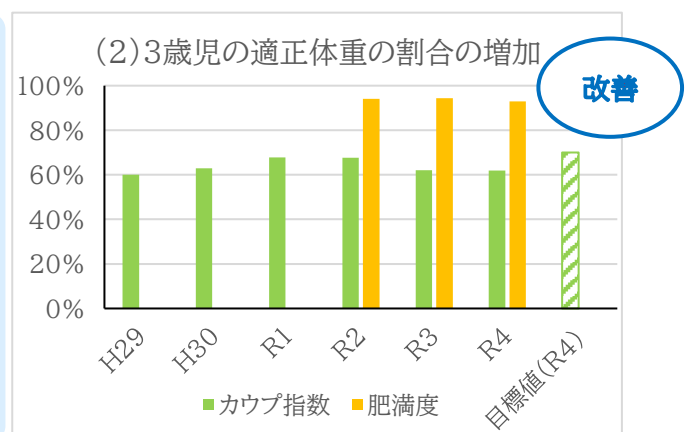
子どもノートの配布を行ったり、相談や健診会場での栄養指導などを実施していく中で徐々に適正量の知識がついてきたように感じます。  
 今後はさらに適正量を知っている保護者を増やすとともに、適正量を摂取できている子どもを増やしていくことが大切と考えます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(2) 3歳児の適正体重の割合の増加 (%) (カウプ指数 <sup>※2)</sup> )	60.0	62.9	67.8	67.6	62.1	61.9	70.0
(2) 3歳児の適正体重の割合の増加 (%) (肥満度 <sup>※3</sup> )：R2 から集計)	—	—	—	94.1	94.3	92.9	—

(資料：3歳児健診測定値) (※2.3：P59★こどもの体格指数参照)

体格評価をするにあたって、カウプ指数だけでは体格の評価ができないことが分かってきました。令和2年度から肥満度も評価に取り入れ、両方で評価を行っています。また、5歳児健診が令和4年度から開始となり、肥満リスクの高い児に対しては栄養指導を実施しています。コロナ禍で若干太り気味の児が増えてきている印象ですが、将来の肥満予防のために今後も指導を継続します。

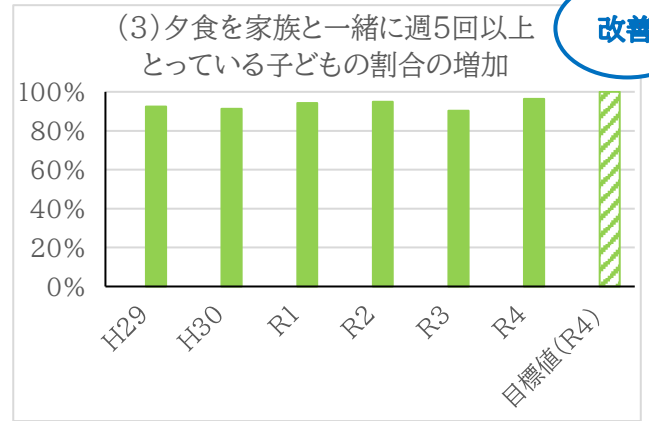


目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(3) 夕食を家族と一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加 (%)	92.5	91.2	94.3	94.9	90.3	96.4	100

(資料：1歳6ヶ月児健診および3歳児健診の問診項目)

家族と一緒に夕食をとる家庭の割合は、徐々に増えてきていますが、父親の帰りが遅かったり、小中高生の兄弟の生活リズムが違ったりなどの理由で家族そろって食事をとれない家庭があります。

休日など、できるだけ家族みんなで食事をとる機会を作れるように声掛けを行なっています。



※この設問の意図として、孤食をなくすことを目的としているので、第4次計画では設問の文言を変更します。

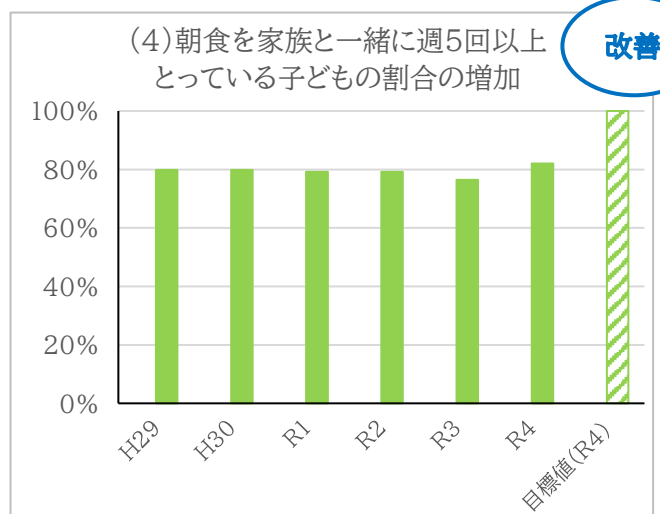
目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(4) 朝食を家族と一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加 (%)	79.8	79.8	79.2	79.2	76.4	82.0	100

(資料：1歳6ヶ月児健診および3歳児健診の問診項目)

家族と一緒に朝食をとる家庭の割合は、80%前後で推移しています。

朝食は、登園や父母の出勤準備等があるため、なかなかゆっくり食事をする時間がないとの声もあります。

また、シフト制(早出、夜勤など)の仕事をしている父母もおり、夕食と比べると一緒に食事をする割合は低い状況が続いています。

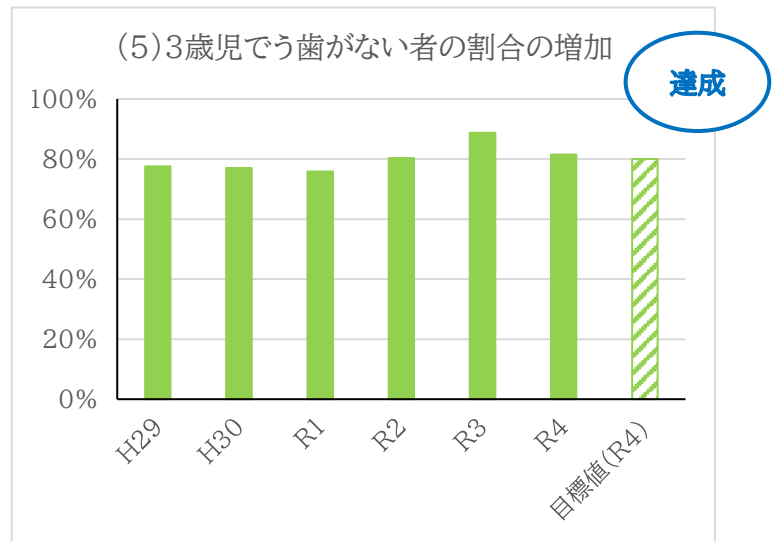


※夕食同様、孤食をなくすことを目的としているため、第4次計画では設問の文言を変更します。

目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(5) 3 歳児でう歯がない者の割合の増加 (%)	77.5	77.0	75.9	80.3	88.7	81.5	80.0

(資料：3 歳児歯科健診結果)

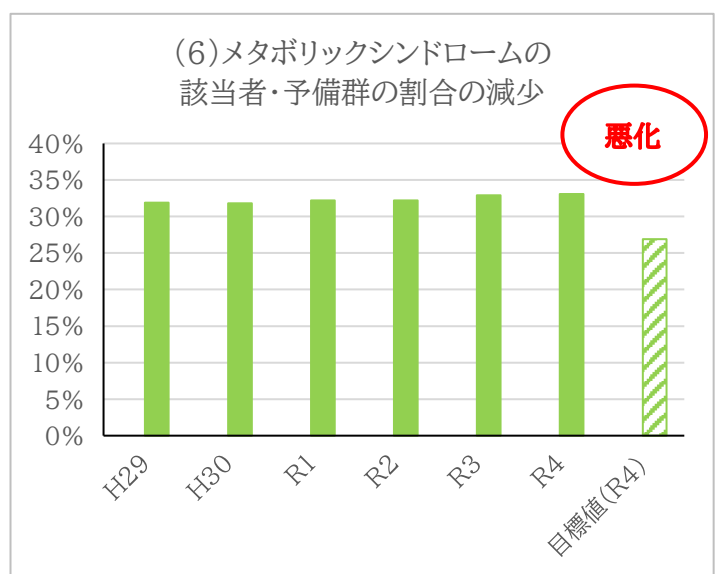
食と口腔・歯は密接な関係にあります。生涯にわたって口腔内を良好に保つことが重要です。幼少期からう歯予防および口腔機能の発育の情報を普及啓発し、家庭での実践につながっていることで、う歯がない者の割合が目標を達成できました。今後も歯科指導の継続を図っていきます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(6) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合の減少 (%)	31.9	31.8	32.1	32.2	32.9	33.1	26.9

(資料：国保特定健診 法定報告)

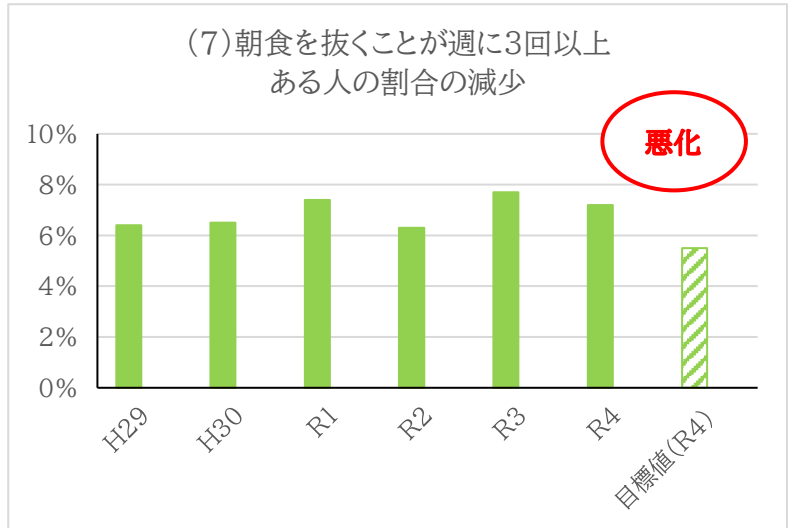
メタボリックシンドローム該当者および予備群の割合は年々増加傾向にあります。また、受診率が低い若年層に肥満が増加しています。肥満状態が長期間継続することで、高血圧や糖尿病等を引き起こし、脳血管疾患や心疾患イベントへつながっていくことがわかっています。今後も保健指導を継続し、肥満改善に向けて個々に応じた栄養指導も継続していきます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(7) 朝食を抜くことが週に 3 回以上ある人の割合の減少 (40~74 歳) (%)	6.4	6.5	7.4	6.3	7.7	7.2	5.5

(資料：国保特定健診 法定報告)

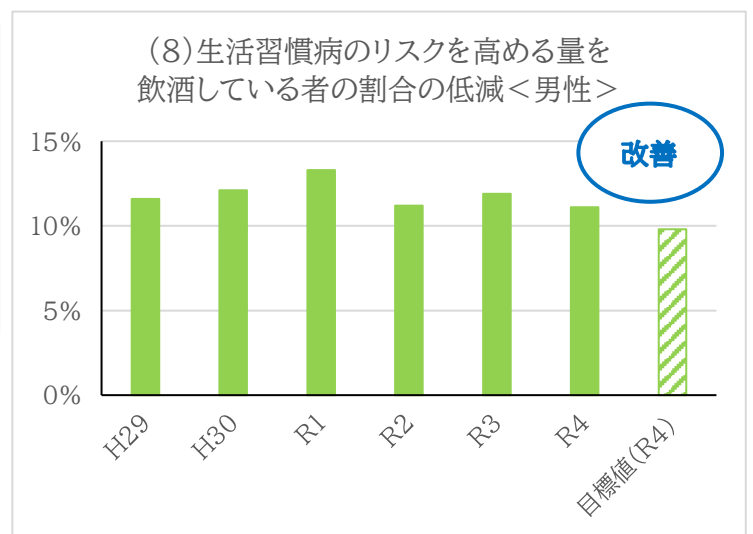
6~7%前後を推移していますが、目標値にはまだ達成していません。引き続き朝食の必要性について伝えていきます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(8) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<男性> (%)	11.6	12.1	13.3	11.2	11.9	11.1	9.8

(資料：国保特定健診 法定報告)

ここ 3 年 11%台を推移しています。目標値 9.8%にはまだ達成していません。引き続きアルコールの適正量について伝えていきます。



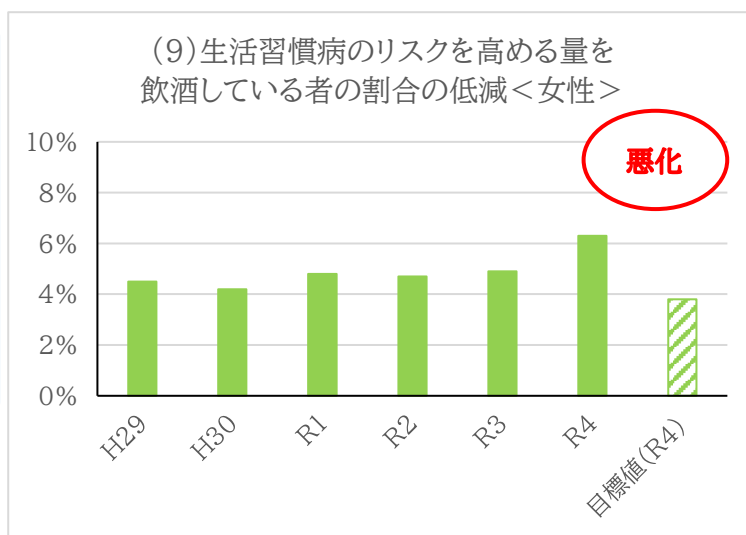


目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(9) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<女性> (%)	4.5	4.2	4.8	4.7	4.9	6.3	3.8

(資料：国保特定健診 法定報告)

年々、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合が増加しています。

目標値達成について難しい状況です。アルコールの適正量について伝えていきます。

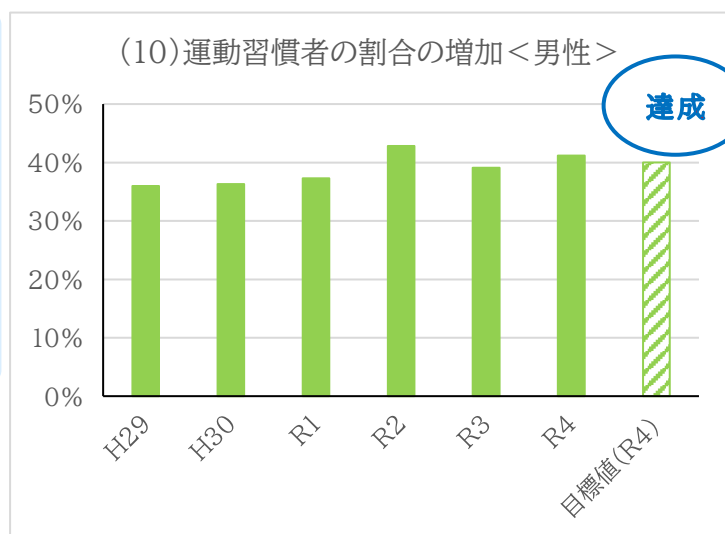


目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(10) 運動習慣者の割合の増加<男性> (%)	36.0	36.3	37.3	42.8	39.1	41.2	40.0

(資料：国保特定健診 法定報告)

運動習慣者の割合は徐々に増えており、目標値に達成しています。

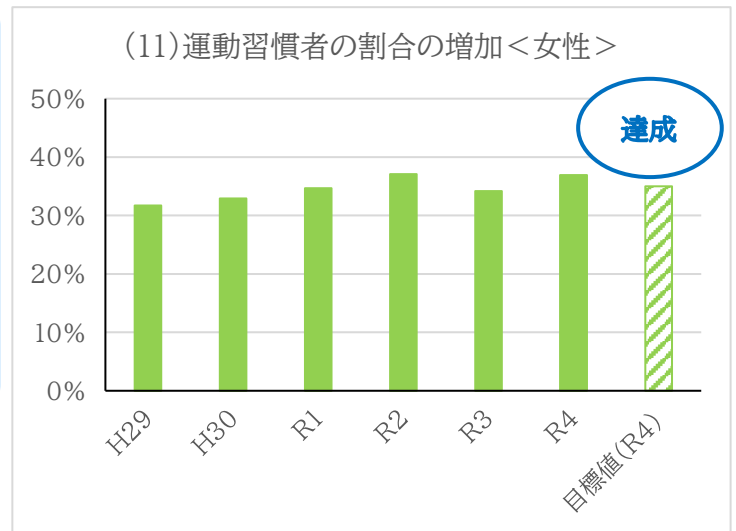
引き続き、運動が身体に及ぼす影響についてお伝えし、運動の必要性について、個々に応じた保健指導などで伝えていきます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(11) 運動習慣者の割合の増加<女性> (%)	31.7	32.9	34.7	37.1	34.2	36.9	35.0

(資料：国保特定健診 法定報告)

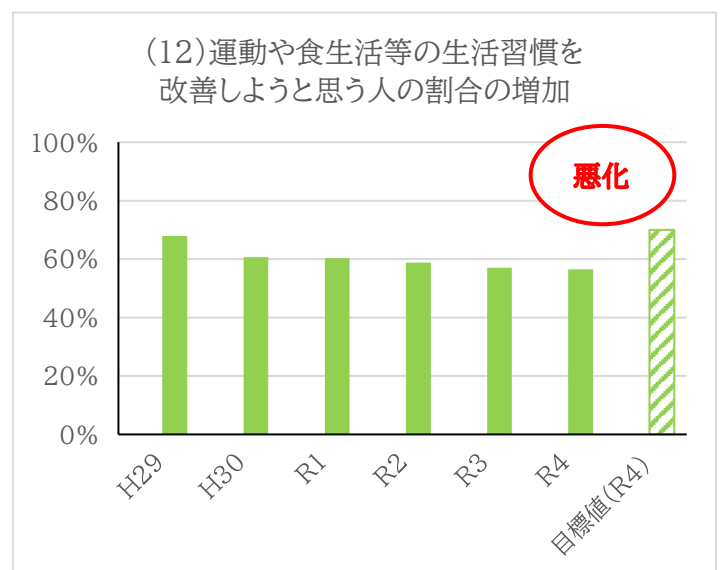
運動習慣者の割合は策定時に比べると増加しています。目標値も達成しています。  
引き続き運動が身体に及ぼす影響についてお伝えし、運動の必要性について、個々に応じた保健指導などで伝えていきます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(12) 運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思う人の割合の増加 (%)	67.9	60.7	60.3	58.8	57.1	58.5	70.0

(資料：国保特定健診 法定報告)

運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思う人の割合は、年々減少しており、目標値は達成できていません。  
行動変容につながる意識付けが必要だと考えます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(13) 高血圧の改善（I 度高血圧以上の割合の減少）（%）	29.4	28.1	24.9	28.2	25.3	24.8	25.0

（資料：国保特定健診 法定報告）

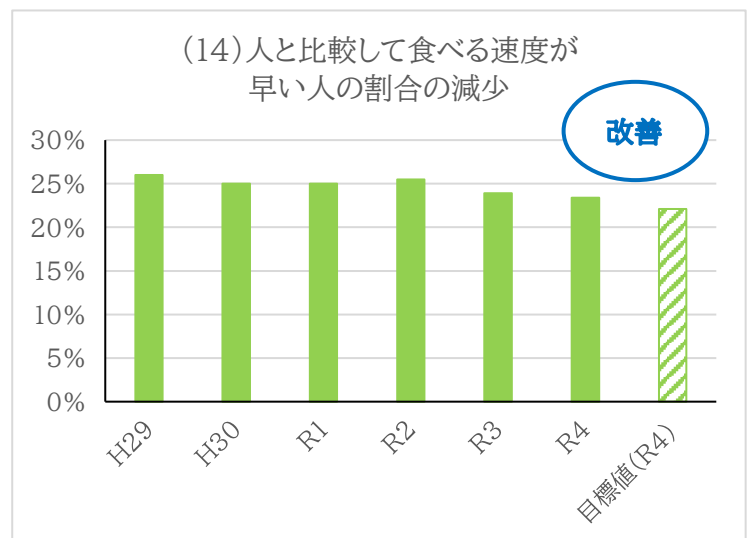
目標値は達成しています。年々改善もしています。  
引き続き、個々の食生活に応じた血圧と塩分のメカニズムについて伝え、減塩の取組を推進します。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(14) 人と比較して食べる速度が早い人の割合の減少（%）	26.0	25.0	25.0	25.5	23.9	23.4	22.1

（資料：国保特定健診 法定報告）

目標値にはまだ達成していませんが、年々改善しています。  
引き続き、個々において、食べる速度が速いとなぜよくないのかを伝えていきます。



## 2) 学校、保育所等における食育の推進

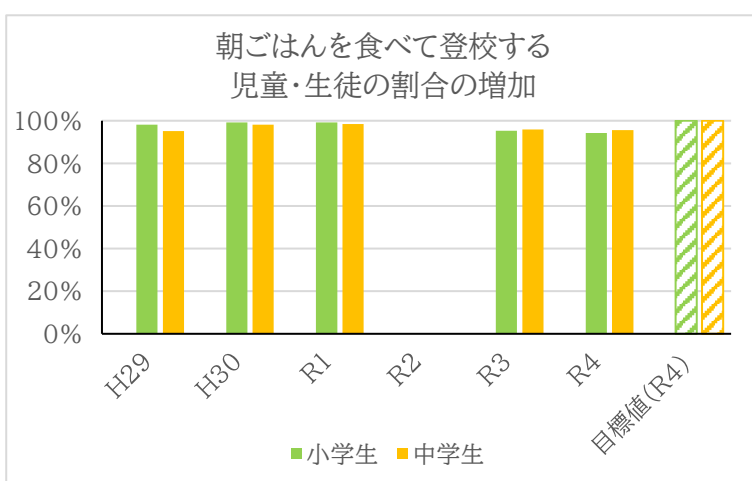
目標項目		策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
朝ごはんを食べて登校する <sup>※4)</sup> 児童・生徒の割合の増加 (%)	(1) 小学生	98.1	99.2	99.2	-	95.3	94.3	100
	(2) 中学生	95.2	98.2	98.4	-	95.9	95.6	100

(資料：全国学力・学習状況調査<質問紙>令和2年度は、調査がなかったため、実績値がありません。 ※4：P61★朝食を食べることの大切さ参照)

悪化

変化なし

令和元年度と比較すると小学校の割合は減少していますが、朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合は、依然として高い水準を保っています。今後も、教育委員会として「は・あ・と・ふ・る運動」<sup>※5)</sup>への意識付けを強化し、朝食の意義を家庭と共有することで、朝食を食べて登校する児童・生徒 100%を目指します。

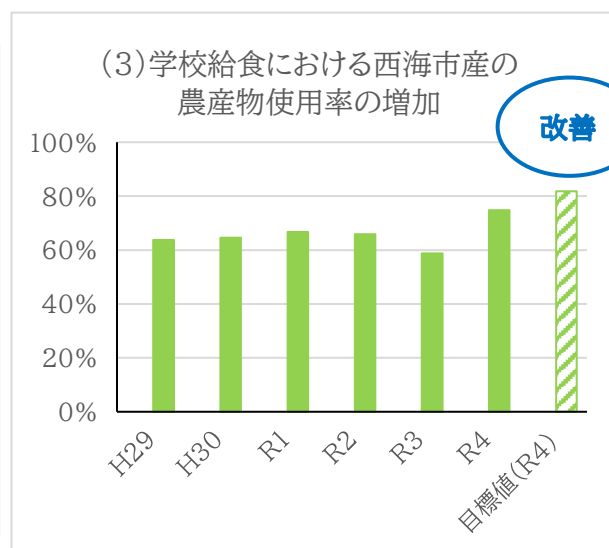


(※5：P61★は・あ・と・ふ・る運動とは…参照)

目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(3) 学校給食における西海市産の農産物使用率の増加 (%)	63.8	64.6	66.7	65.9	58.7	74.8	81.8

(資料：学校運営に関する諸調査)

農作物の確保は天候等に左右されたり、作業工程が煩雑になったりするなど、継続が難しい場合があります。また、地元食材を販売する直売所の減少も使用率の低下に影響します。そのような中であっても県の目標値 71%を超える使用率は維持し、地元食材を有効活用した献立の実施につながりました。今後も、安全な食材を確保するため、生産者等と協議し、西海市産の農産物の使用を推進します。



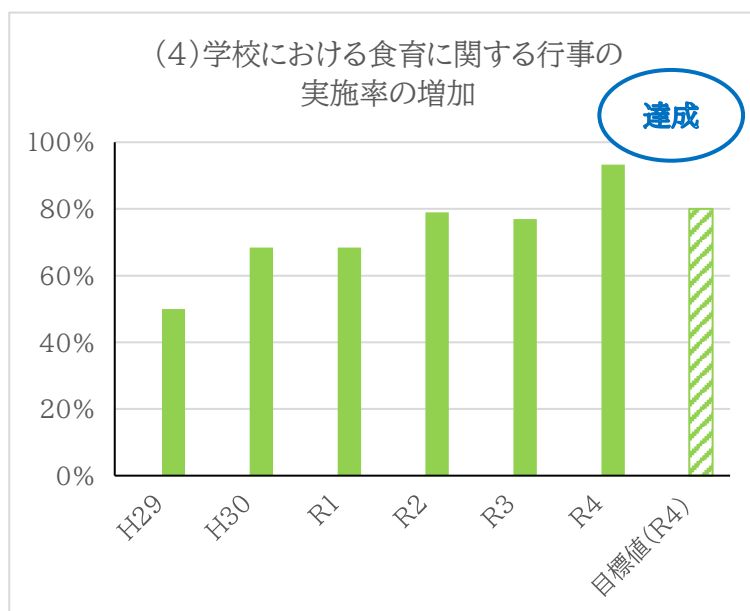
目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(4) 学校における食育に関する行事の実施率の増加 (%)	50.0	68.4	68.4	79.0	77.0	93.3	80.0

(資料：学校運営に関する諸調査)

学校において、全職員で食育を推進し、児童生徒が食に関する理解を深めるよう実践しました。また、地元食材や県産品を使った献立の工夫が見られました。

行事については、コロナ禍が落ち着いてきたこともあり、実施した学校が増加しました。

今後も、家庭や地域との連携により食に関する指導を充実させ、食生活を向上させたり、食に関する関心を高める取組を継続します。

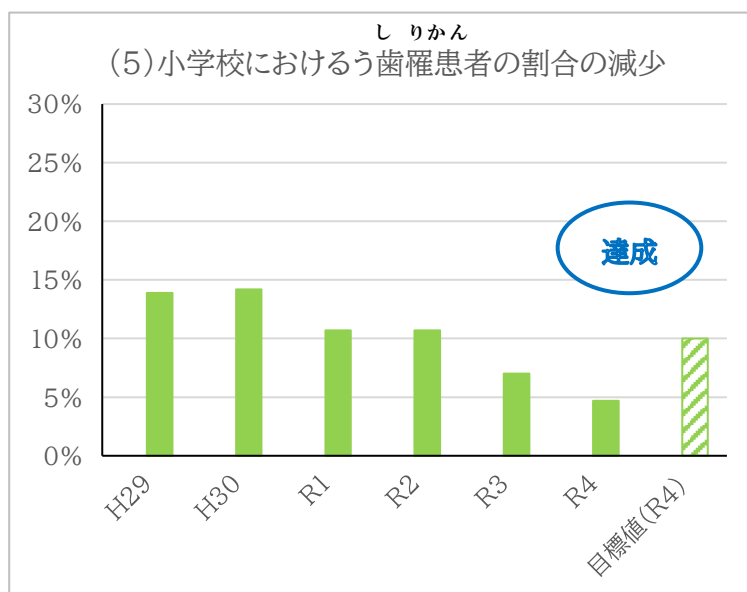


目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(5) 小学校におけるう歯 <sup>しりかん</sup> 患者の割合の減少 (%)	13.9	14.2	10.7	10.7	7.0	4.7	10.0

(資料：定期健康診断（歯の検査）における歯科疾患実態調査（永久歯の状況調査）)

う歯<sup>しりかん</sup>患者の割合については、年々減少しており、令和3年度より、目標値に達成しています。

全ての小学校で、フッ化物洗口の取組を継続して実施していることが改善の要因と考えられます。今後も、市の保健部局等と連携し、フッ化物洗口の取組を支援します。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(6) 中学校における う歯罹患者の割合の 減少 (%)	29.6	33.8	28.2	30.7	23.8	21.8	20.0

(資料：定期健康診断（歯の検査）における歯科疾患実態調査（永久歯の状況調査）)

う歯罹患者の割合について、過去5年間では、平成30年度、令和2年度の割合が高かったものの、令和3年度から減少傾向となっており、目標値に近づいています。  
小学校同様に、全ての中学校でもフッ化物洗口の取組を継続して実施しており、今後も、市の保健部局等と連携し、罹患者の割合を減少できるよう、フッ化物洗口の取組を支援します。



### 3) 地域における食育の推進

目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(1) 水産教室の 開催学校の増加 (校)	5	5	6	4	3	3	8

(資料：ふるさと資源推進課水産振興班集計)

魚のさばき方体験や調理を通じて児童・生徒の魚への関心を高めるため、市内学校と漁業士会等と連携した水産教室を開催しました。

開催学校は、策定時(平成 29 年度)は 5 校でしたが、令和元年度は 6 校と増加しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、水産教室の開催を見合わせたことから参加校が減少しましたが、令和 5 年度からは回復傾向にあり目標値である 8 校での開催を目指します。

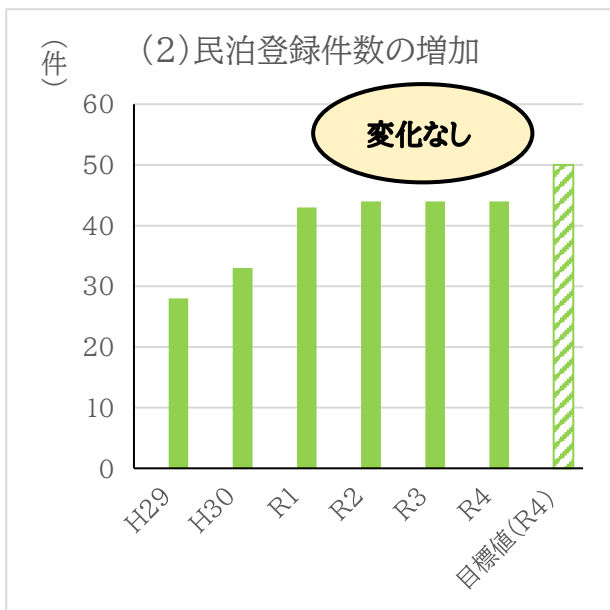


目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(2) 民泊登録件数の 増加 (件)	28	33	43	44	44	44	50
(3) 民泊宿泊者の増 加 (人)	273	602	926	289	28	846	2,000

(資料：ふるさと資源推進課観光振興班集計)

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1,000 名近くの教育旅行の予約もすべてキャンセルとなり、目標値である数字には届かない結果となりましたが、令和 4 年度からは徐々に教育旅行や、一般の観光客が戻りつつあります。

また、令和 5 年度以降についても、引き続き登録件数の増加を図り、民泊宿泊者を多く受け入れる体制を整えることは必要です。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(4) 消費者問題講座・講演会参加者の増加(高齢者大学・婦人学級等) (人)	372	1,121	1,002	692	170	94	450

(資料：市民課集計)

目標値を設定した翌年度(平成30年度)には、消費生活に関する講座の新設・広報活動により、講座等の参加者が目標値を大きく上回る 1,121 人となりました。

令和元年度も順調に推移していましたが、令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症のため、それ以降の講座の申し込みが減少し、市からの講座等の周知もできず、目標値に達成することはできませんでした。

しかし、令和5年度後半からは講座申し込みは回復傾向にあり、参加人数の増加が見込まれます。

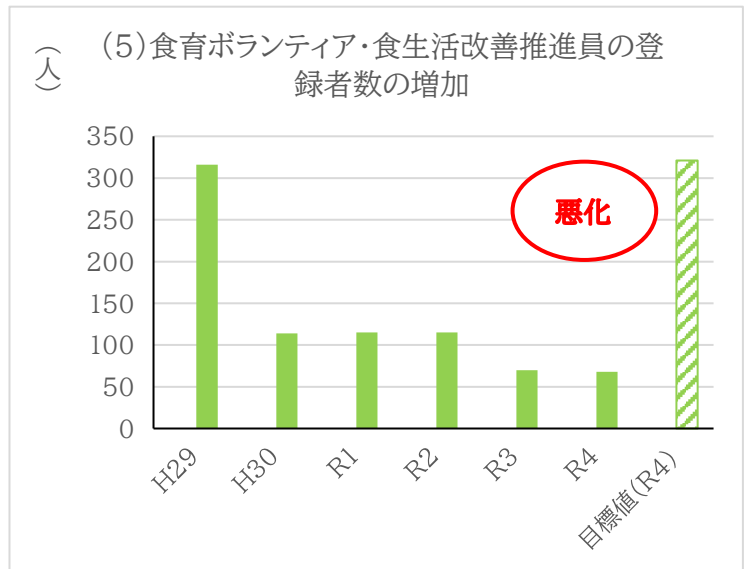




目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(5) 食育ボランティア・食生活改善推進員の登録者数の増加 (人)	316	114	115	115	70	68	321

(資料：健康ほけん課集計)

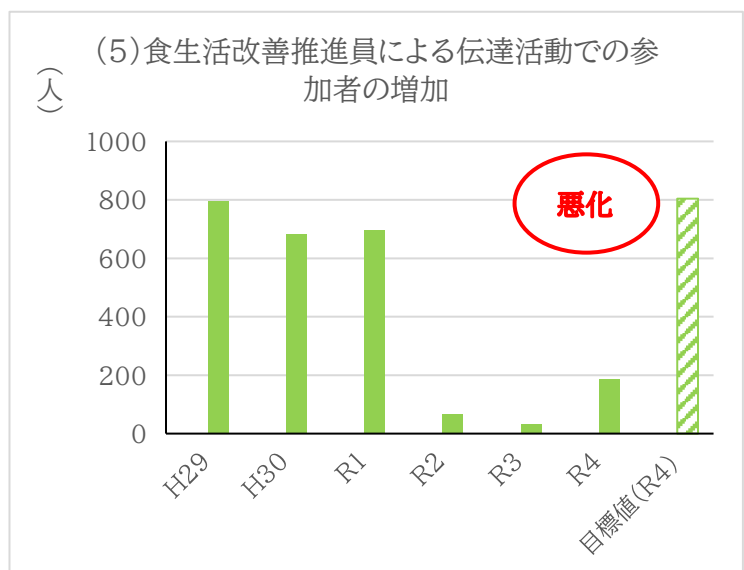
年々登録者数は減少し、目標値には達成していません。  
食生活改善推進員の高齢化も進み、目標値の検討が必要と考えます。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(6) 食生活改善推進員による伝達活動での参加者の増加 (人)	794	683	695	66	32	186	804

(資料：健康ほけん課集計)

年々食生活改善推進員は減少し、伝達活動での参加者数も減少しています。  
令和2年度、令和3年度はコロナ禍も影響し、令和元年度と比べると人数も少なくなっています。  
今後、食生活改善推進員の高齢化も進むため、目標値の検討が必要と考えます。



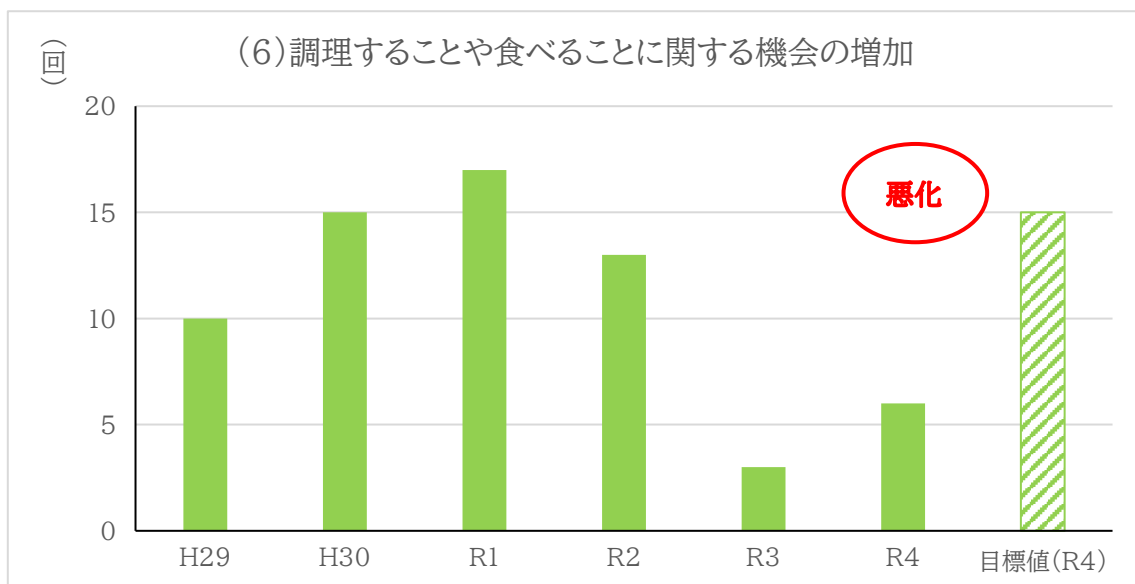
目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(7)調理をすることや食べることに 関する機会の増加 (回)	10	15	17	13	3	6	15

(資料：社会教育課主催事業及び西彼青年の家事業（食に関するもの）)

目標値は、策定時の10回を超える15回と設定しましたが、食べることに  
関する機会は新型コロナウイルス感染症の影響が極めて大きく、結果的には策定時より減少し6  
回となりました。

令和5年度からは新型コロナウイルス感染症が5類に移行することで、食に関する体  
験活動も増加することを見込み、市内小学生が参加する主催事業の土曜学習が「ふ  
るさとの食」をテーマに実施する10回と、例年各地区公民館等で実施している社会  
教育講座で8回を予定しています。

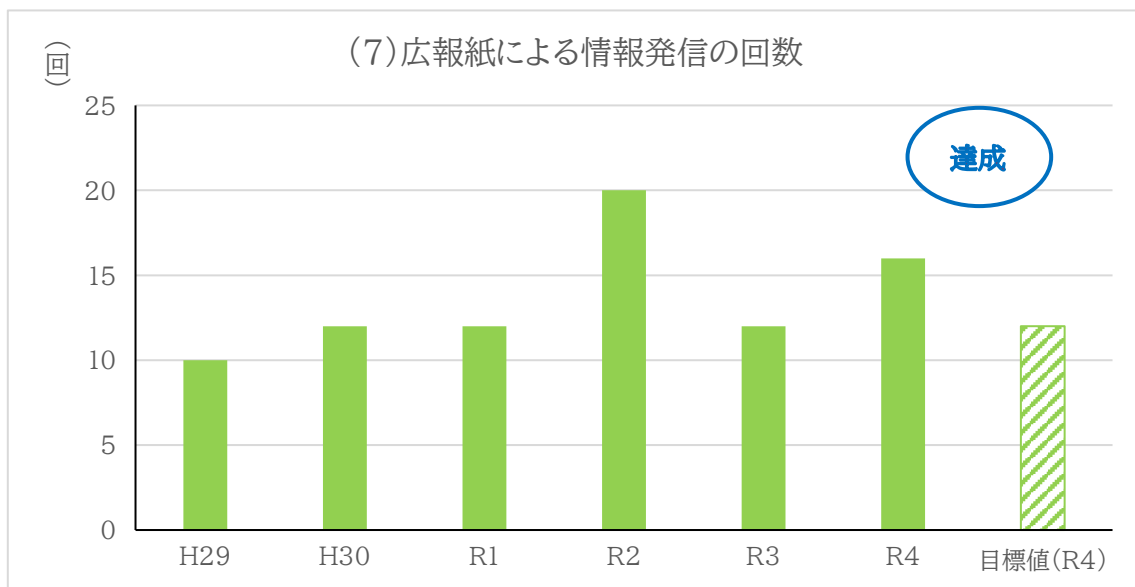
ただし、新たな変異種による警戒感も再燃しつつあり、今後もこのように右肩上がり  
での増加は厳しいかもしれません。



目標項目	策定時 平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	目標値 令和 4 年
(8) 広報紙による 情報発信の回数 (回)	10	12	12	20	12	16	12

(資料：政策企画課集計)

食育に関する情報発信については、表紙シリーズ「働く人(平成 29 年～令和 4 年度)」で「食」に関わる人を掲載したほか、小学生の稲刈り・稚魚放流体験、市ブランド戦略商品「ぎゅぎゅっと！西海」など、広報紙を通じて本市食文化の継承に向けた情報を定期的に発信することができました。



## 4. 第4次計画の目標の方向性

第3次計画においては、目標達成したものは8項目あり、達成できなかったものは20項目ありました。第4次計画では、引き続き見直しや強化を図ることで目標達成を目指します。また、さらなる目標を設定するなどして、計画を進めていきます。第3次計画の5項目については国の計画との整合性を考慮し削除します。また、国の計画にうたわれている目標項目内容で適正体重の維持、減塩、新たに盛り込まれたデジタル化に対応した目標項目を7項目追加します。

### 【削除する5項目】

- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<男性>（飲酒日の1日あたりの飲酒量（2合以上））は、国の計画との整合性を考慮し削除します。
- ② 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の低減<女性>（飲酒日の1日あたりの飲酒量（1合以上））は、国の計画との整合性を考慮し削除します。
- ③ 運動習慣者の割合の増加<男性>（1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上1年以上継続している人）は、国の計画との整合性を考慮し削除します。
- ④ 運動習慣者の割合の増加<女性>（1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上1年以上継続している人）は、国の計画との整合性を考慮し削除します。
- ⑤ 運動や食生活等の生活習慣を改善しようと思う人の割合の増加は、国の計画との整合性を考慮し削除します。



内閣府食育推進室：「食育ガイド」内容参照

### 【追加する7項目】

- ① 国の適正体重の維持を实践する国民を増やす目標項目より、30～60歳代男性の肥満の減少を追加します。
- ② 国の適正体重の維持を实践する国民を増やす目標項目より、40～60歳代女性の肥満の減少を追加します。
- ③ 国の適正体重の維持を实践する国民を増やす目標項目より、低栄養傾向の高齢者の減少（BMI20以下：対象65～75歳）を追加します。
- ④ 国の減塩等に気をつけた食生活を实践する国民を増やす目標項目より、食塩摂取量の減少を追加します。
- ⑤ 国の適正体重の維持を實現する国民を増やす目標項目より、肥満傾向にある子どもの割合の減少（小学5年生）を追加します。
- ⑥ 国の食育の推進に関わるボランティアの数を増やす目標項目より、こども食堂開設数の項目を追加します。
- ⑦ 新たに盛り込まれたデジタル化に対応した食育の推進について、デジタルを活用した食育に関する情報発信をした数の増加を追加します。

## 第3章 第4次食育推進計画の基本的な方向

1. 第4次西海市食育推進計画体系図

第2次西海市総合計画後期基本計画

第4次西海市食育推進計画

将来像：活躍のまち さいかい

理念 食育の環（わ）を広げよう～つなぐ・広げる 西海の食育～

基本目標

生涯にわたり活躍できる  
ひとづくり

健康づくりの推進

健康で安全な学校生活の実現

さいかいで活躍できる  
しごとづくり

豊かな海に育まれた水産業の  
振興

魅力ある地域資源を活用した  
観光業の振興

安心して活躍できる  
まちづくり

消費者保護対策の推進

循環型社会の実現を目指す  
まちづくり

基本姿勢

みんなでつくるさいかい

シティプロモーションの強化

基本方針

1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

2) 消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承、文化の推進（人の交流、文化の視点）

3) 持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

基本的施策

1 家庭における食育の推進

2 学校、保育所等における食育の推進

3 地域における食育の推進

取り組むべき施策

- 1) 子どもの基本的な生活習慣の形成
- 2) 望ましい食習慣や知識の習得
- 3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
- 4) 共食等の食育推進
- 5) 歯科保健活動における食育推進
- 6) 生活習慣病予防及び改善につながる食育推進
- 7) 高齢者に対する食育推進

- 1) 食に関する指導の充実
- 2) 学校給食の充実
- 3) 食を通じた健康状態の改善等の推進
- 4) 就学前の子どもに対する食育の推進

- 1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
- 2) 農山漁村の維持・活性化による地産地消の推進
- 3) 食品ロス削減を目指した推進
- 4) 消費者保護対策の推進
- 5) ボランティア活動等における取組
- 6) 地域の食文化の魅力を再発見する取組
- 7) 食育情報の収集と発信
- 8) 災害時に備えた食育の推進

主な取組

「は・あ・と・ふ・る運動」の特に「早寝・早起き・朝ごはん」の普及浸透を図る。	健康ほけん課 こども家庭課 学校教育課 社会教育課
子どもが料理を作る体験を増やす。 食習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。	健康ほけん課
妊産婦に対する望ましい食生活の実践のため、栄養指導の充実を図る。 乳幼児に対する栄養指導の充実を図る。	健康ほけん課 社会教育課
食卓を囲んで共に食事を取りコミュニケーションを図る共食を推進する。	健康ほけん課 社会教育課
乳幼児から高齢者までライフステージに応じた食べ方の支援を推進する。	健康ほけん課 包括支援課
生活習慣病の予防と改善の推進を行う。 特定健診受診者に対して保健指導、栄養指導を行う。 食塩摂取量の減少に向けた取組を行う。	健康ほけん課
高齢期の身体・生活機能を維持する食育を推進する。	包括支援課 健康ほけん課
学校では、学校教育活動全体で組織的・計画的に推進する。 農漁業者等は教育関係者等と連携し、子どもに対する農漁業体験等の機会を提供する。 体験活動の円滑な実施を促進するため、指導者に対する研修を実施し、支援する情報提供を行う。	学校教育課 農林緑推進課 ふるさと資源推進課
各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。 安全な食材の確保のため、地場産物の安定的な生産・供給体制を構築する。 児童生徒が正しい知識や望ましい食習慣を身につけるよう、計画的に食育指導を実施する。 学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れる。	学校教育課 ふるさと資源推進課
食に関する健康課題を有する子ども及びその保護者に対して栄養教諭等を中心に相談指導を行う。 歯磨きの習慣化に取組むとともに、う歯予防のため取組を推進する。	学校教育課
保育所、幼稚園および認定子ども園において家庭や地域と連携し、食体験を積み重ねを行う。 保育所や認定子ども園において、食育に関する情報提供に努める。	こども家庭課 学校教育課 健康ほけん課
農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を行う。 児童・生徒等の魚への関心を高めるため市内学校と漁業士会等と連携した水産教室を開催する。	農林緑推進課 ふるさと資源推進課
都市住民と農林漁業者との交流を促進するため、各種イベントやメディア等を通じた情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進する。 ぎゅぎゅっと！西海フェスや土曜朝市をはじめとした食のイベントを開催し、地元農水産物の消費拡大を図り、生産者が直接消費者と交流できる場を提供する。 地産地消の更なる拡大を図るため、地元農畜水産物の市内小売店における販売強化や飲食店や宿泊施設、学校教育などにおける利用拡大を推進する。 直売所や加工グループへの情報提供を充実・強化し、市民への西海市産品愛用、地産地消の推進を図る。	農林緑推進課 ふるさと資源推進課
食品廃棄物の削減の必要性の普及啓発を行う。	環境政策課 福祉課 学校教育課
県消費生活センターと共同し、業者等への商品表示等の適正化に対する指導を実施する。 出前講座や講演会を開催するなど、消費者問題に関する知識習得機会の提供に努める。 安全な食材の確保のため、西海市産の農産物の安定的な生産・供給体制を構築します。	市民課 農林緑推進課 ふるさと資源推進課
食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動において、西海市の郷土料理や伝統料理を取り入れて、食文化の普及と継承を図る。 貧困家庭における孤食の解消を図るため、ボランティア等が行う子ども食堂などの取り組みへ支援を行う。	健康ほけん課 こども家庭課 社会教育課 農林緑推進課 ふるさと資源推進課 政策企画課
郷土料理や伝統食材等の魅力の再発見を促すため、地域と連携した食育を推進する。	
市内の農産物直売所や飲食店等の情報ネットワークを構築し、旬の情報を携帯端末で見ることができるよう体制を整備を行う。 広報紙等を通じて食に関する情報発信を行う。	各課
食料品備蓄についての防災講話や広報紙等での情報発信を行う。	防災基地対策課

## 2. 西海市の基本方針

第3次西海市食育推進計画からの継続と国・県の計画から新たに示された「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を追加しています。

### 1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、子どもから成人、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

特に、子どもの食育推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となります。そのため、家庭や学校・保育所等との連携により、食体験の積み重ねを行う取組を確実に行っていきます。

成人においては、生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて、健全な食生活を実践できるように支援していきます。また、西海市の健康課題である高血圧の改善を図るひとつとして減塩等を推進し、またメタボリックシンドローム、肥満・やせの予防や改善等に取り組んでいきます。高齢者については、健康で生き生きと生活できるように生活の質にも配慮しながら、食育を推進していきます。

### 2) 消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進

（人の交流、文化の視点）

西海市では、少子高齢化が進む中、世帯構造や社会環境も変化しています。家庭生活の状況が多様化する中で、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活を送ることが困難な状況も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、地域や関係団体の連携を図りつつ、子どもや高齢者を含む全ての市民が健全で充実した食生活を実現できるよう、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進します。

また、市民に対して食に対する感謝の念を深めていくためには、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、多くの関係者により支えられていることを理解してもらう取組を推進します。

そのほか、食品ロスによる環境への負担を生じさせていることから、環境に配慮した食育を推進します。さらに食の安全性を始めとする食に関する知識と理解を深めるよう努め、自ら適切に判断し、選択していくことができるよう取組を推進します。

西海市は豊かな自然に恵まれ、海や山などで四季折々の食材が豊富であり、地域の豊かで多様な食文化が形成されています。食育活動を通じて、それらの郷土料理、伝統食材、伝統的な食文化の継承を推進します。

### 3) 持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

感染症拡大など社会情勢が大きく変わる中においても持続可能な食環境、また、地域において食に関する健康づくりを普及するための食育を推進します。

## 第 4 章 食育推進に関する施策





## 1. 家庭における食育の推進

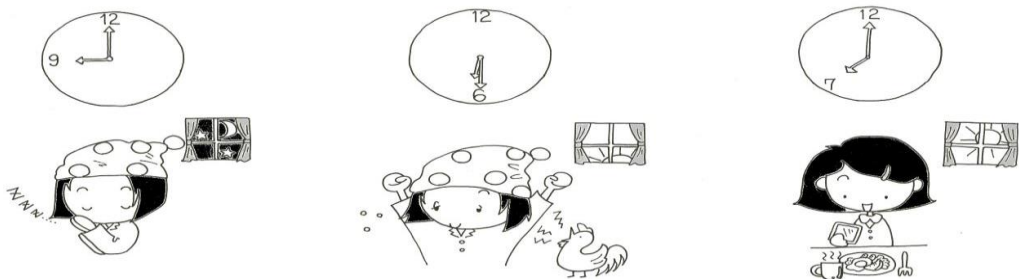
### 1) 子どもの基本的な生活習慣の形成

(こども家庭課・学校教育課・健康ほけん課・社会教育課)

- ・ 朝食は一日を活動的に過ごすために大切な働きをしています。生活リズムを整えることや心の健康にも朝食を食べることが関係しています。また朝食を摂ることが学力の向上につながることから、朝食をしっかり摂ることを推進します。
- ・ 基本的な生活習慣の形成に必要な「早寝・早起き・朝ごはん」の取組は、西海市独自の「は・あ・と・ふ・る運動」及び文部科学省が推進する国民運動のどちらにも提唱されています。子どもの健やかな成長のため、学校、家庭、地域や民間団体等の協力を得ながら普及浸透を図ります。

#### 早寝・早起き・朝ごはん

「早寝・早起き・朝ごはん」は、文部科学省が推進する国民運動です。子どもたちの健やかな成長のためには適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など基本的な生活習慣が大切であることに鑑み、その定着に向けた取組の一層の推進を図ることを目的としています。



(※1：P61★は・あ・と・ふ・る運動とは…参照)

### 2) 望ましい食習慣や知識の習得 (健康ほけん課・社会教育課)

- ・ 子どもが実際に自分で料理を作るという体験を増やします。
- ・ 食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進します。
- ・ 健診や相談の場で野菜の適正量について伝え、野菜を食べることの必要性について関心をもってもらい、適正量の周知を行っていきます。しっかり野菜を摂取している子どもの増加を目指します。

目標項目 (%)	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
野菜の1日の適正量が摂れている子どもの割合の増加	—	現状を把握し、増加を目指す

(資料：1歳6ヶ月児健診および3歳児健診時の問診項目)

### 3) 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 (健康ほけん課)

- ・ 妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実践のため、栄養指導等の充実を図ります。
- ・ 乳幼児期は心身機能や食行動の発達著しい時期であることを踏まえ、「子どもノート」を活用し、乳幼児の栄養指導の充実を図ります。
- ・ 「日本人の食事摂取基準」など科学的根拠に基づいた指針等を活用し、個々人に適した栄養指導を行っていきます。
- ・ 乳幼児健診では、体格評価を継続して実施することで、将来的な思春期肥満や成人期での肥満につながらないように指導を行っていきます。

目標項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
3歳児の適正体重の者の割合の増加(肥満度※2)	92.9%	95.0%以上

(資料：3歳児健診時の計測結果)

(※2：P59★こどもの体格指数)



### 4) 共食等の食育推進 (健康ほけん課・社会教育課)

- ・ 食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」をすることで、食に関する正しいマナーや作法を身につけ、団らんでの食の楽しさを共有することができます。健診や相談の場で、独りで食事を摂る「孤食」にしないことを引き続き伝えていきます。
- ・ 学校での食に関する学習や土曜学習などの体験学習を通して、家庭における共食の啓発を図ります。

目標項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1)夕食を誰かと一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加	96.4%	100%
(2)朝食を誰かと一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加	82.0%	100%

(資料：1歳6ヶ月児健診および3歳児健診時の問診項目)

## 5) 歯科保健活動における食育推進（健康ほけん課・包括支援課）

- ・ 健康寿命の延伸には、よく噛んでおいしく食べるための口腔機能の発達と維持が重要です。歯が生え始める乳幼児期から、う歯予防および口腔機能の発育について情報提供や指導を行っていきます。
- ・ 高齢期においては、機能の維持・向上等、生涯を通じた歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。
- ・ 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」とともに、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」を目指して、乳幼児から高齢者まで各ライフステージに応じた食べ方の支援や食品の物性に応じた窒息などの予防を含めた食べ方の支援など、歯科保健分野からの食育を推進します。

目標項目 (%)	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
3歳児でう歯がない者の割合の増加	81.5%	95.0%以上

（資料：3歳児歯科健診結果）



## 6) 生活習慣病予防及び改善につながる食育推進（健康ほけん課）

- ・ 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした市民健康づくり運動（「第三次健康さいかい21」）等を通して、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。
- ・ 食育を進めるため、栄養面を含めた生活習慣と疾病の関連などの指導の充実を図ります。
- ・ 高血圧の改善のため、食塩摂取量の減少に向けた取組を推進します。
- ・ 特定健診のメタボリックシンドロームの該当者・予備群の者に対しては肥満改善に向けた保健指導を継続して行っています。
- ・ 健診の結果説明会などで朝食を食べることの大切さについて指導を行っていきます。

目標項目 (%)	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合の減少	33.1%	30.0%以下
(2) 朝食を抜くことが週に3回以上ある人の割合の減少 (40~74歳)	7.2%	5.5%以下
(3) 30~60歳代男性の肥満の減少	35.7%	30.0%以下
(4) 40~60歳代女性の肥満の減少	26.4%	20.0%以下
(5) 低栄養傾向の高齢者の減少 (BMI20以下:対象65~75歳)	15.5%	13.0%以下
(6) 食塩摂取量の減少	9.4g	8.0g以下
(7) 高血圧の改善 (I度高血圧以上の割合の減少)	24.8%	24.0%以下
(8) 人と比較して食べる速度が速い人の割合の減少	23.4%	22.1%以下

(資料: 国保特定健診問診項目、国保特定健診結果)

## 7) 高齢者に対する食育推進 (包括支援課・健康ほけん課)

- ・ 高齢者の身体機能や生活機能を維持できるよう、食育を推進するとともに、その支援、環境整備等を促進します。
- ・ 家族や地域との交流により生きがいをもち、豊かな知識・経験を継承します。



## 2. 学校、保育所等における食育の推進

- 1) 食に関する指導の充実（学校教育課・ふるさと資源推進課・農林緑推進課）
- ・ 学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進します。
  - ・ 朝食を摂ることが学力の向上につながることから、朝食の大切さの指導を継続して行っていきます。
  - ・ 食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭及び学校栄養職員を中心とした教職員の連携・協力による「学校の食に関する指導に係る全体計画」の作成を推進します。
  - ・ 地域の農漁業者等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動等の機会を提供するとともに、体験活動の円滑な実施を促進します。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
（1）朝ごはんを食べて登校する児童・生徒の割合の増加（小学生）	94.3%	100%
（2）朝ごはんを食べて登校する児童・生徒の割合の増加（中学生）	95.6%	100%
（3）肥満傾向にある子どもの割合の減少（小学5年生）	4.6%	3.0%以下

（資料：全国学力・学習状況調査）

- 2) 学校給食の充実（学校教育課・ふるさと資源推進課）
- ・ 児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、健康の保持増進が図れるよう、給食を充実させ、指導内容の充実も図ります。
  - ・ 各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図ります。
  - ・ 安全な食材の確保のため、地場産物（長崎県内でとれた産物を示す）の安定的な生産・供給体制を構築します。
  - ・ 学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に関する情報等を子どもに伝達し、感謝の心を育む等教育に活かす取組を促進します。
  - ・ 学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進します。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
（1）学校給食における地場産物使用率の増加	74.8%	75.0%以上
（2）学校における食育に関する行事等の実施率の増加	93.3%	95.0%以上

（資料：学校運営調査）

### 3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進 (学校教育課)

- ・ 栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、子どもへの指導において、やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及します。
- ・ 食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。
- ・ 歯磨きの習慣化に取り組むとともに、う歯<sup>し</sup>予防のため取組を推進します。
- ・ 各小学校・中学校のフッ化物洗口事業を継続し、う歯<sup>し</sup>の予防を図ります。

目標項目 (%)	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1) 小学校におけるう歯 <sup>しりかん</sup> 患者の割合の減少	4.7%	4.5%以下
(2) 中学校におけるう歯 <sup>しりかん</sup> 患者の割合の減少	21.8%	15.0%以下

(資料：学校歯科検診)



### 4) 就学前の子どもに対する食育の推進

(こども家庭課・学校教育課・健康ほけん課)

- ・ 就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて健全な食生活を実践し、望ましい食習慣を定着させるとともに、豊かな食体験ができるよう、家庭や地域と連携し保育所、幼稚園及び認定こども園等における食体験の積み重ねを行います。
- ・ 保育所、幼稚園及び認定こども園等において、その人的・物的資源を活かし、子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供ができるよう、食育に関する情報提供に努めます。

### 3. 地域における食育の推進

#### 1) 農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

(農林緑推進課・ふるさと資源推進課)

- ・ 食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進めます。
- ・ 市は、魚のさばき方体験や調理を通じて児童・生徒等への魚への関心を高めるため市内学校と漁業士会等と連携した水産教室を開催します。また、漁業者は水産教室のほか漁業体験活動を支援します。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
水産教室の開催数の増加	3回	8回以上

(資料：ふるさと資源推進課水産振興班集計)



#### 2) 農山漁村の維持・活性化による地産地消の推進

(農林緑推進課・ふるさと資源推進課)

- ・ グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者との交流を促進するため、各種イベントやメディア等を通じた都市住民への農林漁業の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進します。
- ・ 市内飲食店において、さいかい丼フェアなど食のイベントを開催し、地元農水産物の消費拡大を図ります。
- ・ ギュウギョっと！西海フェスや土曜朝市をはじめとした食のイベントにおいて、生産者が直接消費者と交流できる場を提供します。
- ・ 地産地消の更なる拡大を図るため、地元農畜水産物の市内小売店における販売強化や飲食店や宿泊施設、学校教育などにおける利用拡大を推進します。
- ・ 直売所や加工グループへの情報提供を充実・強化し、市民への西海市産品愛用、地産地消の推進を図ります。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
(1) 民泊登録件数の増加	44件	80件以上
(2) 民泊宿泊者の増加	846人	5,000人以上

(資料：ふるさと資源推進課観光振興班集計)



### 3) 食品ロス削減を目指した取組の推進

(環境政策課・福祉課・学校教育課)

- ・ 食品ロスの発生や再利用等の必要性の普及啓発を行います。
- ・ 賞味期限が1年を切った災害用備蓄食料等の有効活用を図り、食品ロス削減に努めます。
- ・ 児童委員会（生徒会）活動の一環として、給食の残食量チェックを毎月行い、全校児童生徒に発表しています。併せて、社会で実施されている食品ロス削減に向けた取組の発表等を行い、給食を残さずに食べる意識の向上につなげていきます。
- ・ SDGs についての学習や食育指導の中で、「食品ロス」についての学習を実施しています。
- ・ 非常時のために備えている防災食を、平素の給食においても提供しており、防災教育に加え、備蓄食を定期的に消費することで食品ロス削減につながっています。

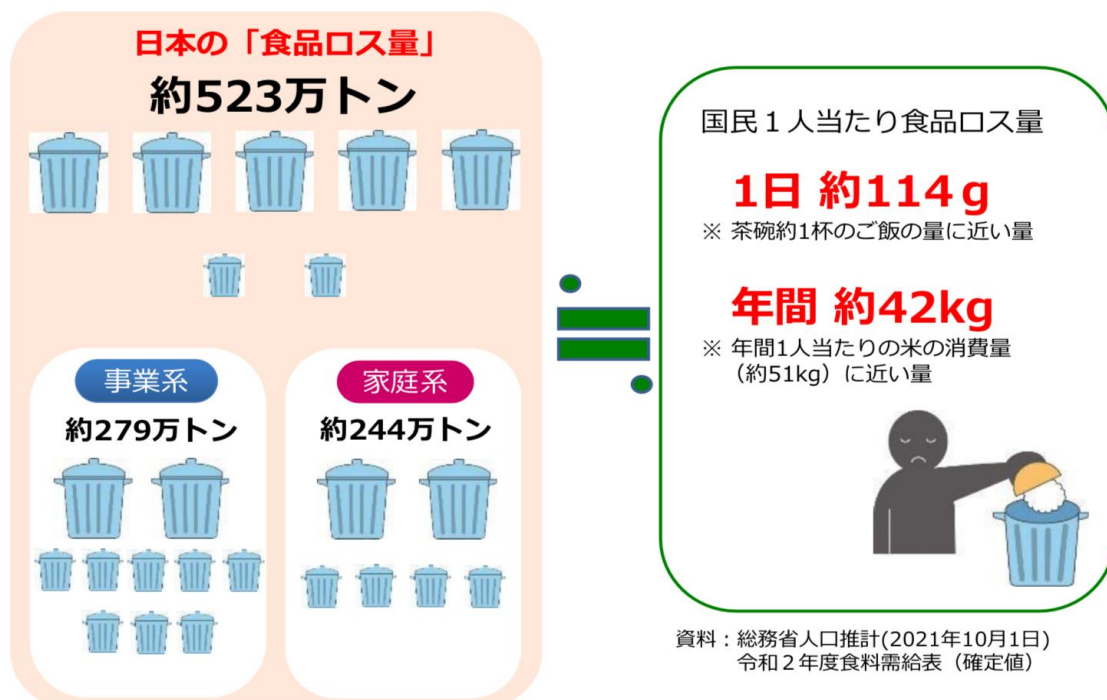
#### 食品ロスとは？

まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。

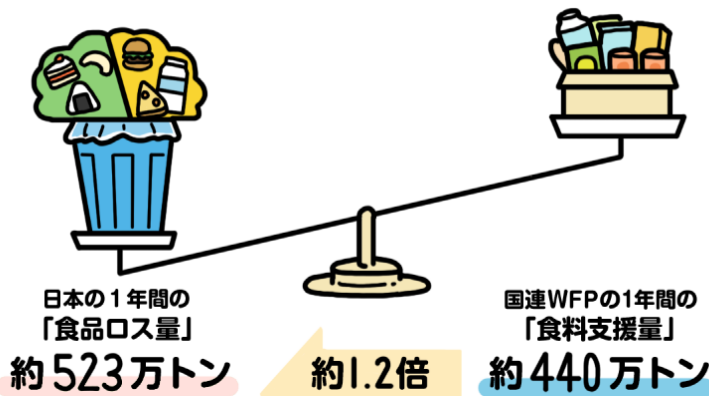
食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、1,669万トンとなり<sup>※3)</sup>、このうち、食品ロスは約523万トン<sup>※4)</sup>もあります。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（440万トン）の約1.2倍にあたります。

(※3、4：令和3年度 農林水産省推計)

#### 日本の食品ロスの状況（令和3年度）



世界の食料支援量よりも多い日本の食品ロス量



(資料：令和3年度 農林水産省推計)

知っていますか？～30・10(さんまる・いちまる)運動～

日本では、食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」が年間523万トンにも上ります。これを日本人1人当たりには換算すると、毎日お茶碗1杯分(約139グラム)のご飯の量を捨てていることとなります。宴会のとき、残った料理は食品ロスになってしまいます。乾杯後の30分、終了10分前は席に戻って食事をする「30・10運動」にご協力ください。

4) 消費者保護対策の推進

(市民課・農林緑推進課・ふるさと資源推進課)

- ・ 多種多様化し、巧妙化する消費者問題の被害から市民を守るため、出前講座や講演会を開催するなど、消費者問題に関する知識習得機会の提供に努めます。
- ・ 消費者に対して、栄養成分表示を見て選んで買うことができるよう講座や講演会の開催を行います。
- ・ 県消費生活センターと共同し、事業者等への商品表示等の適正化に対する指導を実施します。
- ・ 食品表示法の下、必要に応じ生産者に農薬の適正使用や原料・原産地表示など講習会を行います。
- ・ 安全な食材の確保のため、地元農畜水産物の安定的な生産・供給体制を構築します。

目標項目	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
消費者問題講座・講演会参加者数の増加(出前講座等)	94人	360人以上

(資料：市民課集計)

**図1 食品表示の例**  
(イチゴジャム)

どのような材料で作られているか。  
使った量が多い順に書いてある

どんな食品か  
わかりやすい名前

いつまでに食べれば良いか。  
消費期限または賞味期限

重さや個数など  
どれくらい入っているか

この食品を作った会社の  
名前や住所

保存するときの注意点

消費期限  
安全に食べられる期限

賞味期限  
品質が変わらずに  
おいしく食べられる期限

●くさりやすい食品に表示  
肉や魚、お弁当、サンドイッチ、  
生めん、ケーキなど

●くさりにくい食品に表示  
スナック菓子、カップめん、チーズ、  
かんづめ、ペットボトル飲料など

※賞味期限は、それを過ぎててもすぐに食べられなくなるわけではない。  
作られてから3カ月以上もつ食品は「年月」で表示することもある。

## 5) ボランティア活動等における取組

(健康ほけん課・こども家庭課)

- ・ 食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図ります。
- ・ 食生活改善推進員が、野菜 350g 以上を摂ることの大切さをボランティア活動の中で伝えていきます。
- ・ 貧困家庭における孤食の解消を図るため、ボランティア団体等が行うこども食堂などの取組への支援を行います。

目標項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
(1) 食育ボランティア・食生活改善推進員の登録者数の増加	68人	40人以上※5)
(2) 食生活改善推進員による伝達活動での参加者数の増加	186人	190人以上

(資料：健康ほけん課集計)

(※5：令和5年度末で食育団体ボランティアが解散し、30名弱の減少が見込まれるため、上記の目標数値としています。)

西海市の郷土料理の一例(資料編P44～P45に詳細について記載しています)。令和5年度崎戸地区の食生活改善推進員の方が、減塩・減糖の郷土料理の試作をした3品になります。

ウニカステラ



巻かまぼこ



こき漬け



目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
(3) こども食堂開設数の増加	2箇所	5箇所

（資料：こども家庭課集計）

## 6) 地域の食文化の魅力を再発見する取組（社会教育課）

- 郷土料理や伝統食材等の魅力の再発見を促すため、地域と連携した食育を推進します。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
調理することや食べることに 関する機会の増加	6回	15回以上

（資料：社会教育課主催事業及び西彼青年の家事業（食に関するもの））

## 7) 食育情報の収集・発信（各課）

- 食育への関心と理解を深めるために、食材、栄養価、レシピ等の情報を提供します。
- 市内の農産物直売所や飲食店等の情報ネットワークを構築し、旬の情報が携帯端末等で見るができるよう支援を行います。
- 広報紙等を通じて食文化の継承に向けた情報発信を行います。
- 西海市のウェブサイト掲載の菜海食物語の周知を図ります。

目標項目	現状（令和4年度）	目標（令和8年度）
(1) 広報紙等による情報発信の回数	16回	20回以上
(2) デジタルを活用した食育に関する情報発信をした数の増加	-	36回以上

（資料：政策企画課等各課集計）

## 8) 災害時に備えた食育推進（防災基地対策課）

- 食料の備蓄に関しては、日ごろから家庭で取組めるように、食料品備蓄について、広報紙等での情報発信や防災講話を行います。

#### 4. 第4次西海市食育推進計画の目標一覧

(※目標項目の黒字は2次計画から継続、青字は3次計画の見直し、赤字は新規)

基本的 施策	目標項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	データ 根拠	担当課
1. 家庭における食育の推進	取り組むべき施策 1)子どもの基本的な生活習慣の形成				
	取り組むべき施策 2)望ましい食習慣や知識の習得				
	野菜の1日の適正量が摂れている子どもの割合の増加	-	現状を把握し、増加を目指す	※1,2	健康ほけん課
	取り組むべき施策 3)妊産婦や乳幼児に関する栄養指導				
	3歳児の適正体重の者の割合の増加	92.9%	95.0%以上	※2	健康ほけん課
	取り組むべき施策 4)共食等の食育推進				
	(1)夕食を誰かと一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加	96.4%	100%	※1,2	健康ほけん課
	(2)朝食を誰かと一緒に週5回以上とっている子どもの割合の増加	82.0%	100%	※1,2	健康ほけん課
	取り組むべき施策 5)歯科保健活動における食育推進				
	3歳児でう歯がない者の割合の増加	81.5%	95.0%以上	※2	健康ほけん課
	取り組むべき施策 6)生活習慣病予防及び改善につながる食育推進				
	(1)メタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合の減少	33.1%	30.0%以下	※3	健康ほけん課
	(2)朝食を抜くことが週に3回以上ある人の割合の減少(40~74歳)	7.2%	5.5%以下	※3	健康ほけん課
	(3)30~60歳代男性の肥満の減少	35.7%	30.0%以下	※3	健康ほけん課
	(4)40~60歳代女性の肥満の減少	26.4%	20.0%以下	※3	健康ほけん課
	(5)低栄養傾向の高齢者の減少(BMI20以下:対象65~75歳)	15.5%	13.0%以下	※3	健康ほけん課
	(6)食塩摂取量の減少	9.4g	8.0g以下	※3	健康ほけん課
(7)高血圧の改善(I度高血圧以上の割合の減少)	24.8%	24.0%以下	※3	健康ほけん課	
(8)人と比較して食べる速度が早い人の割合の減少	23.4%	22.1%以下	※3	健康ほけん課	
2. 学校、保育所等における食育の推進	取り組むべき施策 1)食に関する指導の充実				
	(1)朝ごはんを食べて登校する児童・生徒の割合の増加<小学生>	94.3%	100%	※4	学校教育課
	(2)朝ごはんを食べて登校する児童・生徒の割合の増加<中学生>	95.6%	100%	※4	学校教育課
	(3)肥満傾向にある子どもの割合の減少(小学5年生)	4.6%	3.0%以下	※4	学校教育課
	取り組むべき施策 2)学校給食の充実				
	(1)学校給食における地場産物使用率の増加	74.8%	75.0%以上	※5	学校教育課
	(2)学校における食育に関する行事等の実施率の増加	93.3%	95.0%以上	※5	学校教育課
	取り組むべき施策 3)食育を通じた健康状態の改善等の推進				
	(1)小学校におけるう歯罹患者の割合の減少	4.7%	4.5%以下	※6	学校教育課
	(2)中学校におけるう歯罹患者の割合の減少	21.8%	15.0%以下	※6	学校教育課
取り組むべき施策 4)就学前の子どもに対する食育の推進					
3. 地域における食育の推進	取り組むべき施策 1)農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供				
	水産教室の開催数の増加	3回	8回以上	※7	ふるさと資源推進課
	取り組むべき施策 2)農山漁村の維持・活性化による地産地消の推進				
	(1)民泊登録件数の増加	44件	80件以上	※8	ふるさと資源推進課
	(2)民泊宿泊者の増加	846人	5,000人以上	※8	ふるさと資源推進課
	取り組むべき施策 3)食品ロス削減を目指した取組の推進				
	取り組むべき施策 4)消費者保護対策の推進				
	消費者問題講座・講演会参加者の増加(出前講座等)	94人	360人以上	※9	市民課
	取り組むべき施策 5)ボランティア活動等における取組				
	(1)食育ボランティア・食生活改善推進員の登録者数の増加	68人	40人以上	※10	健康ほけん課
	(2)食生活改善推進員による伝達活動での参加者数の増加	186人	190人以上	※10	健康ほけん課
	(3)こども食堂開設数の増加	2箇所	5箇所	※11	こども家庭課
	取り組むべき施策 6)地域の食文化の魅力を再発見する取組				
	調理をすることや食べることに関する機会の増加	6回	15回以上	※12	社会教育課
取り組むべき施策 7)食育情報の収集と発信					
(1)広報紙等による情報発信の回数	16回	20回以上	※13	政策企画課 ふるさと資源推進課	
(2)デジタルを活用した食育に関する情報発信をした数の増加	-	36回以上	※14	農林緑推進課 情報推進課 健康ほけん課	

※

1	1歳6か月児健診	8	ふるさと資源推進課観光振興班集計
2	3歳児健診	9	市民課集計
3	国保特定健診問診、国保特定健診結果	10	健康ほけん課集計
4	全国学力・学習状況調査	11	こども家庭課集計
5	学校運営調査	12	社会教育課主催事業及び西彼青年の家事業(食に関するもの)
6	学校歯科検診	13	政策企画課集計
7	ふるさと資源推進課水産振興班集計	14	各課集計

## 第5章 計画の推進



## 1. 計画の推進体制

食育に関する活動を行う地域の団体等の協力も得つつ、多様な関係者の連携・協力の下、市は情報の提供等適切な支援を行います。

また、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況について、毎年度、適切に把握し、その効果等を評価して、これを広く市民にも明らかにするとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

西海市の地域特性などを活かした食育を効果的に推進するためには、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、企業等さまざまな領域において、総合的に「食育」を推進する必要があります。このため、各団体を構成する関係者が食育推進活動において果たすべき役割を明確にするとともに、関係各部署が密接に連携できる体制を整えながら計画を推進します。

### (1) 西海市食育推進会議

この会議では、多様な関係者の連携・協力の強化を図りながら、市の食育推進計画の推進や食育に関する重要事項の審議を行うほか、計画の進捗状況の把握と効果等の評価を行います。また、市民各層の意見を反映しながら幅広く協議し、相互に連携しながら、市民運動として食育を推進します。

### (2) 西海市食育推進本部会議（庁内組織）

食育の推進に関し、庁内における関係部局等の連携、継続した施策の推進を図るため、「西海市食育推進本部会議」を設置しています。

この推進本部会議と本部会議幹事会では、食育に関する施策の総合的企画及び効果的な推進に関することのほか、世代区分等に応じた取組の提示と積極的な情報提供を行い、計画の進捗状況の検証、関係部局間相互の連携調整等を行います。食育に対する市民の関心や意識を高めしていくために、多様な手段を通じた積極的な情報提供を行うよう努めるとともに、市民の意見や考え方等を積極的に把握し、これらのできる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努めます。計画策定時には作業部会を開催し各担当者と連携を図りながら内容の検討を行うこととします。

また、必要に応じ、食育推進本部会議を開催し、事業の調整や計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

## 2. 計画の公表

家庭、学校、地域、事業所などで市民の主体的・積極的な取り組みを推進するため、広報紙やウェブサイトへの掲載などにより本計画に周知に努めます。

## 3. 事業の実施及び目標の達成

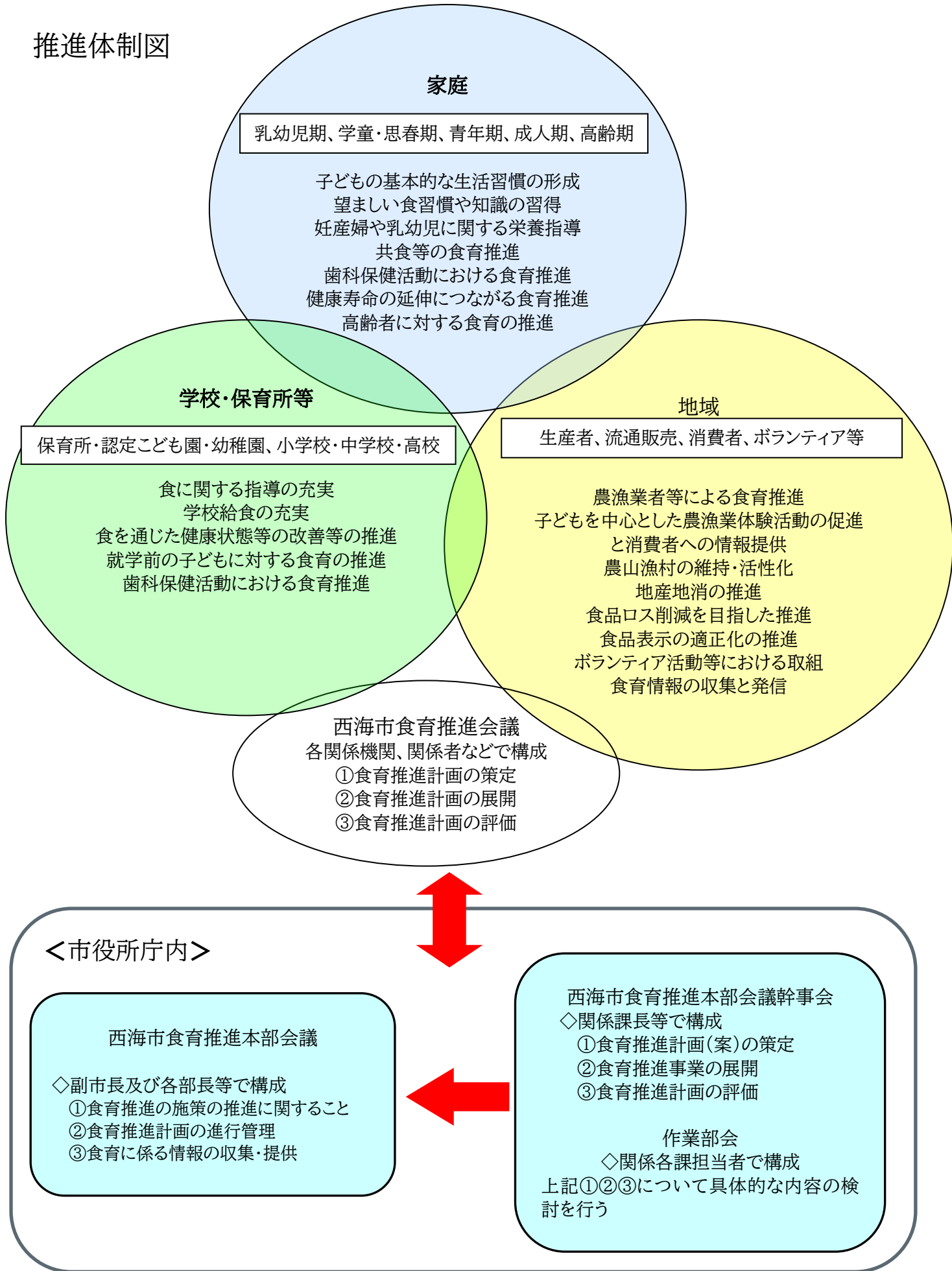
事業の計画的な推進に当たっては、本市の財政状況等も踏まえながら、市民ニーズの変化や事業の費用対効果などを考慮して、優先順位を見極め、効率的・効果的に事業を推進していきます。

## 4. 調査研究

市民ニーズ、社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため、先進地事例の研修など必要に応じて調査研究に取り組みます。



# 推進体制図



## 資料編 目次

### 内容

1. レシピ集.....	44
2. 第4次西海市食育推進計画の策定経過.....	46
3. 西海市食育推進会議条例.....	47
(ア)西海市食育推進会議委員名簿.....	48
(イ)西海市食育推進会議の公募委員の選考に関する要綱.....	49
(ウ)西海市食育推進本部会議設置要綱.....	50
4. 食育基本法.....	52
5. 参考資料.....	59

毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日です♪

# 1. レシピ集

昔から引き継がれている郷土料理は、保存のための塩や砂糖が多く使われているものが多いため、生活習慣予防のためにも減塩・減糖の郷土料理を開発し、地域に伝承することを目的として、令和5年度崎戸町で試作した3品を掲載しています。

ウニカステラと巻かまぼこは、崎戸町本郷の郷土料理になります。正月、結婚式、おくんちなど行事の度に作られています。こき漬けは、崎戸町の郷土料理になります。四十九日に作る胡麻豆腐の胡麻のかすを使って作ったり、七日ごとの<sup>たいや</sup>速夜で作ります。昔は、牛乳の代わりに水で作っていました。

## 【ウニカステラ】



### 材料 (15 人分)

うに	25 g
がぜうに	50 g
白身魚 (なべたい)	200 g
水いか	100 g
卵	400 g (7 個)
砂糖	45 g
塩	5 g
薄口しょうゆ	小さじ 1/2
酒	50 ml
油	大きじ 1/2 (6g)

### <つくり方>

1. フードプロセッサーにうに、がぜうに、砂糖少量を入れ混ぜる。溶かした中に、ミンチにした魚と水いか、調味料、卵2個を入れ、再度混ぜ、残った卵を何回かに分けて混ぜる。
2. その後すり鉢に移し、なめらかになるまで、すりこぎで擦る。
3. 鍋に少量の油を入れ温め、すり終わったすり身を入れ、極弱火で50分焼き裏返し40分焼いて出来上がり。

### 1 人分の栄養価

エネルギー 101kcal      食塩相当量 0.6 g

## 【巻かまぼこ】



### 材料(15 人分)

#### 材料

白身魚(なべたい)+水いか	240 g
卵	1 個
酒	100ml
砂糖	15 g
塩	3 g
食紅	少々
昆布	1 本

<つくり方>

1. 魚のすり身を作り、昆布の上へのせ、模様を作って巻く。
2. かたまり具合を見て、蒸し器で蒸す。（蒸すときに中くらいの芋を入れて、芋が蒸し上がったら出来上がり）

1人分の栄養価

エネルギー 34kcal 食塩相当量 0.5g

【こき漬け】



材料(2人分)

すりごま	1.5g
ごぼう	10g
人参	5g
いんげん	5g
人参の葉	少々 (1g)
小麦粉	35g
卵	3g
牛乳(豆乳可)	35ml
薄口しょうゆ	少々 (0.2g)
塩	少々 (0.2g)

<つくり方>

1. ごぼうは、小さくさがきにする。
2. 人参は、細い千切りにする。いんげんも細切りにする。
3. 小麦粉、卵、水、砂糖、醤油、塩をよく混ぜ合わせる。
4. 「3」にすりごま・ごぼう・人参・いんげんを入れる。
5. 熱したフライパンに油をひき、「4」を流し入れる。表面に人参の葉をちらし、弱火で両面を10～15分ずつ焼く。  
(人参の葉がないときはパセリでもよい)

1人分の栄養価

エネルギー 86kcal 食塩相当量 0.1g

★作ってみての感想★

- ・味付けはちょうどよかった。
- ・ウニカステラは、わさびやしその葉を添えるとアクセントがあっていい。

## 2. 第4次西海市食育推進計画の策定経過

**平成20年3月「西海市食育推進計画」の策定  
(計画の期間:平成21年度から平成25年度)**



**平成26年3月「第2次西海市食育推進計画」の策定  
(計画の期間:平成26年度から平成30年度)**



**平成31年3月「第3次西海市食育推進計画」の策定  
(計画の期間:平成31年度から令和5年度)**

令和5年9月27日 西海市食育推進幹事会作業部会（第1回担当者）

令和5年10月30日 西海市食育推進幹事会作業部会（第2回担当者）

令和5年12月18日 西海市食育推進幹事会（各課長）

令和6年1月31日 西海市食育推進本部会議（副市長・各部長）

令和6年2月19日 西海市食育推進会議



**令和6年3月「第4次西海市食育推進計画」の策定  
(計画の期間:令和6年度から令和8年度)**

### 3. 西海市食育推進会議条例

平成 20 年 3 月 28 日西海市条例第 13 号

#### (設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、西海市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 18 条第 1 項に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施と推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

#### (委員)

第 3 条 推進会議は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 食育に関して識見を有する者
- (2) 食育関係の団体を代表する者
- (3) 公募により選出された市民で、市長が適当と認める者

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

#### (報酬等)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）に定めるところによる。

#### (庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

#### (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 22 年 6 月 28 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(ア) 西海市食育推進会議委員名簿

令和5年度西海市食育推進会議委員（西海市食育推進会議条例第3条）

（令和5年2月1日～令和7年1月31日）

番号	区分	団体・役職等	氏名
1	西彼杵医師会代表	西彼杵医師会 理事 池田医院 院長	池田 孝三
2	西彼歯科医師会代表	歯科医師	石橋 民朗
3	長崎県栄養士会代表	長崎県栄養士会 西彼支部代表	藤澤 可奈美
4	西海市保育会代表	保育会 会長	谷口 剛
5	西海市PTA連合会代表	連合会 事務局員	桑原 美和子
6	西海市立小中学校校長会代表	西海市学校給食研究会 会長 大瀬戸小学校 校長	前野 泰介
7	市内県立高等学校長代表	長崎県立大崎高等学校 校長	野村 雄大
8	西海市水産振興協議会代表	協議会 会長	川添 繁
9	長崎県西彼食品衛生協会代表	協会 会長	小嶋 俊樹
10	長崎西彼農業協同組合代表	J A長崎せいひ 北部営農経済センター長	平尾 太美也
11	西海市直売所・加工所 連絡協議会代表	SOY-ne 代表	久田 昭子
12	西海市地域婦人会代表	婦人会 副会長	山中 由美子
13	西海市食生活推進協議会代表	協議会 会長	加藤 千鶴子
14	長崎県西彼保健所代表	長崎県西彼保健所 地域保健課長	石丸 夕貴
15	公募による委員		荒瀬 美佐子
16	公募による委員		宮田 啓介

## (イ) 西海市食育推進会議の公募委員の選考に関する要綱

平成24年11月30日西海市告示第50号

### (趣旨)

第1条 この告示は、西海市食育推進会議条例（平成20年西海市条例第13号）第3条第2項第3号に該当する委員（以下「公募委員」という。）を公募により選出するため、必要な事項を定めるものとする。

### (応募の資格)

第2条 応募の資格は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者で18歳以上のもの
  - ア 市内に在住又は在勤している者
  - イ 市内において活動を行う個人又は法人その他の団体を代表する者
- (2) 本市の議員及び職員でない者
- (3) 市に納税義務を負い未納がない者

### (公募委員の定数)

第3条 公募委員の定数は、2人とする。

### (公募委員の公募方法)

第4条 公募委員の公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、西海市食育推進会議公募委員応募申込書（様式第1号）を市長に対し提出するものとする。

### (選考委員会の設置)

第5条 公募委員の選考を公正に行うため、西海市食育推進会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (選考委員会の組織)

第6条 選考委員会の委員は、西海市食育推進本部会議委員をもって充てる。

2 委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。

### (選考委員会の所管事務)

第7条 選考委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募方法に関すること。
- (2) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (3) 応募資格に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

### (会議の招集)

第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

### (事務局)

第9条 選考委員会の事務局は、保健福祉部とする。

### (選考手続)

第10条 公募委員の選考は、別表に定める西海市食育推進会議の公募委員選考基準（以下「選考基準」という。）により行う。

2 応募者がいずれも選考基準に達しない場合は、公募委員を選出しないものとする。

3 応募者が公募委員の就任を辞退し、他に選考基準を満たす者が不在の場合は、公募委員を選出しないものとする。

### (選考後の報告及び通知)

第11条 委員長は、選考の結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、全ての応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

### (補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。



## (ウ) 西海市食育推進本部会議設置要綱

平成19年10月30日西海市訓令第26号

### (目的)

第1条 西海市の食育を推進するため、西海市食育推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進本部会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 食育推進の施策の推進に関すること。
- (2) 食育推進計画の進行管理に関すること。
- (3) 食育に係る関係部局相互の協力に関すること。
- (4) 食育に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他食育の推進に関して必要なこと。

### (構成等)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる委員により構成する。

- 2 推進本部会議には、会長及び副会長を置き、会長に副市長を、副会長には教育長をもって充てる。
- 3 会長は、推進本部会議を代表し、推進本部会議を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第5条 推進本部会議に付議すべき議案の調整及び会長から命ぜられた案件の処理を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事により構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長には保健福祉部健康ほけん課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 推進本部会議の事務局は、保健福祉部に置き、その事務を行う。

### (補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか推進本部会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成22年4月1日訓令第23号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第14号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月18日訓令第8号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和4年11月18日から施行し、第1条から第13条までの規定による改正後のそれぞれの訓令の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までに第1条から第13条までの規定による改正前のそれぞれの訓令の規定によりなされた会議、事務手続その他それぞれの規程の施行に必要な行為は、第1条から第13条までの規定による改正後のそれぞれの訓令の規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

西海市食育推進本部会議委員

役職	職名
会長	副市長
副会長	教育長
委員	総務部長
	さいかい力創造部長
	市民環境部長
	保健福祉部長
	西海ブランド振興部長
	建設部長
	水道部長
	教育次長

別表第2(第5条関係)

幹事

役職	部局	職名
幹事長	保健福祉部	健康ほけん課長
幹事	教育委員会	学校教育課長
		社会教育課長
	さいかい力創造部	政策企画課長
		情報推進課長
		島の暮らし支援室長
	市民環境部	環境政策課長
		市民課長
	保健福祉部	福祉課長
		こども家庭課長
		包括支援課長
	西海ブランド振興部	農林緑推進課長
		ふるさと資源推進課長
里海推進課長		

## 4. 食育基本法

(平成17年6月17日法律第63号)

最終改正：平成27年9月11日法律第66号

前文

第1章 総則（第1条—第15条）

第2章 食育推進基本計画等（第16条—第18条）

第3章 基本的施策（第19条—第25条）

第4章 食育推進会議等（第26条—第33条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

### (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を行うことにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

### (食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

### （国の責務）

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

### （食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

### （国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

### （法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第2章 食育推進基本計画等

### （食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

#### (市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第3章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等におけ

る食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### (生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 食育推進会議等

#### (食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

### (組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

### (会長)

第28条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

### (委員の任期)

第30条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

### (政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### (都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### (市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に第25条の規定による改正前の食育基本法第26条第1項の



規定により置かれている食育推進会議は、第25条の規定による改正後の食育基本法第26条第1項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 5. 参考資料

### ★こどもの1日の野菜摂取の目安量

年齢	緑黄色野菜	淡色野菜	合計
1歳	45g	60g	105g
1歳6か月	60g	70g	130g
2歳	60g	75g	135g
3歳	80g	90g	170g
4歳	90g	120g	210g
5歳	100g	140g	240g
6歳	100g	140g	240g
成人	120g	230g	350g



### ★こどもの体格指数

**カウプ指数**…「体重(g)/身長(cm)/身長(cm)×10」の計算式で算出します。

この数値は生後間もなくから乳児期後半にかけて数値が増加し、その後は減少します。また、個人差もあるため、一時点での体格評価が困難です。

#### カウプ指数の値

月齢・年齢	普通体型の数値
生後3か月以降の乳児	16.0~18.0
満1歳	15.5~17.5
1歳6か月~満2歳	15.0~17.0
満3~5歳	14.5~16.5

**肥満度(小児)**…1歳を超えてから6歳未満までの体格評価に使用。身長から標準体重を算出し、現体重との差から算出します。標準体重との比較は年齢に関係なく体格評価できるため、一時点での評価に適しています。

肥満度の計算式

$$\text{肥満度}(\%) = \{(\text{現体重kg} - \text{標準体重kg}) / \text{標準体重kg}\} \times 100$$

〈標準体重の出し方〉

男:  $0.00206 \times (\text{身長 cm})^2 - 0.1166 \times \text{身長 cm} + 6.5273$

女:  $0.00249 \times (\text{身長 cm})^2 - 0.1858 \times \text{身長 cm} + 9.0360$

※対象となる身長: 70cm 以上 120cm 未満

肥満度区分と体格の呼称

区分	呼称
+30%以上	太りすぎ
+20%以上～+30%未満	やや太りすぎ
+15%以上～+20%未満	太り気味
-15%超～+15%未満	ふつう
-20%超～-15%以下	やせ
-20%以下	やせすぎ

★SDGs

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。(引用:外務省)



### ★は・あ・と・ふ・る運動とは・・・

社会教育委員の会と教育委員会が中心となり、「ふるさとを愛する西海っ子」の育成を目指し、平成 30 年度に標語が策定されました。

そして、令和元年度から取組をスタートしています。

は・・・早ね・早起き・朝ごはん  
あ・・・明るいあいさつ自分から  
と・・・友だちも自分の心も大切に  
ふ・・・ふるさと愛する西海っ子  
る・・・ルール守ってみなえがお



### ★朝食を食べることの大切さ

朝食を摂ることは、栄養補給だけではなく、脳や消化器官を目覚めさせ、体内時計のリズムを整えることになり、適切な生活習慣の形成と心身の健康の保持につながります。



農林水産省ウェブサイトより

## ★食育ピクトグラムについて

食育ピクトグラムは、食育の取組を子供から大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成し、多くの人に使用していただくことを目的として制作しました。食育の取組についての情報発信する際に自由にお使いいただけます。



1 みんなで楽しく  
食べよう

### 共食

家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事で、心も体も元気にしましょう。



2 朝ごはんを  
食べよう

### 朝食欠食の改善

朝食を食べて生活リズムを整え、健康的な生活習慣につなげましょう。



3 バランスよく  
食べよう

### 栄養バランスの良い食事

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事で、バランスの良い食生活につなげましょう。また、減塩や野菜・果物摂取にも努めましょう。



4 太りすぎない  
やせすぎない

### 生活習慣病の予防

適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。



5 よくかんで  
食べよう

### 歯や口腔の健康

口腔機能が十分に発達し維持されることが重要ですので、よくかんでおいしく安全に食べましょう。



6 手を洗おう

### 食の安全

食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養いましょう。



7 災害に  
そなえよう

### 災害への備え

いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。



8 食べ残しを  
なくそう

### 環境への配慮(調和)

SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりしましょう。



9 産地を  
応援しよう

### 地産地消等の推進

地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することで、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につなげましょう。



10 食・農の  
体験をしよう

### 農林漁業体験

農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めましょう。



11 和食文化を  
伝えよう

### 日本の食文化の継承

地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切に、次の世代への継承を図りましょう。



12 食育を  
推進しよう

### 食育の推進

生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を推進しましょう。

## 第4次西海市食育推進計画

食育の環(わ)を広げよう  
～つなぐ・広げる 西海の食育～

西海市保健福祉部 健康ほけん課

〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地  
TEL 0959-37-0067